署分災職業病

関西労働者安全センター

2013. 12.10発行(通巻第439号) 400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FA X.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp



特集/職業性胆管がん事件

●職業性胆管がん事件 責任認識きわめて不十分なSANYO-C'	
業務上認定25件(業務外12件)に 厚労省	2
特集/パワハラ・メンタルヘルス	
●精神障害の労災認定率に地域格差!?-5労働局に要請行動 ・	8
●いじめ・嫌がらせは許さない!	
職場のパワーハラスメント対策を始めよう	14
●除染作業の被ばく線量一元管理 一応は発足したが	16
●東急車輛石綿被害損害賠償裁判で和解成立!	19
●対ニチアス損害賠償裁判·労働委員会の闘い ······	23
●連載 それぞれのアスベスト禍 その36 古川和子	
●韓国からのニュース	
●前線から ·······	33
ボイラ補修〜溶接でじん肺労災認定 大阪中央/	
はつりじん肺損害賠償訴訟 第21回弁論報告 大阪	
●2013年冬期カンパへのご協力を!	37

10,11月の新聞記事から/38

表紙/2013年11月12日和解会見 東急車輛損害賠償裁判弁護団 (左から中島光孝・大山弘通・金奉植弁護士) ^{'13} 11 · 12

職業性胆管がん事件 責任認識極めて不十分な SANYO - CYP 社

業務上認定25件(業務外12件)に 厚生労働省

責任 「値切る」 会社側

SANYO-CYP胆管がん被害者の会は4月21日から12月1日まで5回、会社と話合いをもった。しかし、会社は「安全衛生法の知識がなかった」「胆管がんが発生するとは誰もわからなかった」などという言い訳を繰り返して、書類送検(9月26日、本誌10月号参照)した大阪労働局が指摘している被害の拡大責任さえ、きちんと認めようとはしていない。

たとえば、1980年代後半からジクロロメタン (以下、DCM) などの有機溶剤中毒防止規則対象物質を使用しながら一切の安全対策をとっていなかったことについて、「そうした物質を使っていたことを証明する資料がない」と開き直り、当時の従業員 (胆管がん患者を含む)の証言を尊重しない態度をとり続けているなどしているため、被害者の会は会社への不信を募らせたままだ。

胆管がんが発生することがわかっていなかったとしても、有機溶剤を使用するときに決められた普通の防護対策をしてさえいればこんな悲惨な事件は起こることはなかった。

対策を完全に怠っていた責任は極めて重

大であることは明白なのだ。

そのことを認めたくないがために(有機 則を違反しまくっていたことを認めたくないがために)、DCMなどを使っていたこと を事実として認めようとしないのは明かだ ろう。

書類送検の被疑事実の基礎となった 2001 年9月以降の衛生管理体制上の法的義務違反(「衛生管理者選任義務違反」「産業医選任義務違反」「衛生委員会設置義務違反」)が、深刻な被害拡大の原因になったことについても、そのような行政の評価を会社として受け入れているようにはみえない。

このような姑息な言い訳、対応と連動して、「労災補償とは別に補償する」という会社の公言とは裏腹な、被害の完全な補償責任を果たすというレベルとかけ離れた補償案を提示するにとどまっているため、補償についての合意には全然至っていない。

被害者の会には17名のうち14名の本人・ 遺族が参加している(次頁表1参照)。話合いは今後も続けられることになる。

25 件業務上、12 件業務外

厚労省は所轄労基署に胆管がん請求事案 のすべてを本省に「りん伺」させ「印刷事業

番号	被害者	生年	就業期間	発症年	死亡(年齢)等
	(英字は故人)			(診断)	
1	A	1962	1985~1998	1996	2004 (41)
$2 \triangle$	В	1963?	80年代~1998	1997	1998(35?)在職死亡
3	С	1969	1988~1996	1999	2000 (31)
4	D	1978	1996~2005	2003	2005(27)在職死亡
5	Е	1969	1989~2006	2004	2006(37)在職死亡
6	F	1961	1988~1998	2006	2007 (46)
7	① 在職	1967	1994~	2007	
8	2	1969	1988~1999	2007	
9	G	1969	1994~2004	2009	2010 (40)
10	Н	1969	1989~2000	2009	2013/1/19 (43)
11	3	1978	1997~2012	2010	
12	④ 在職	1971	1999~	2010	
13	Ι	1968	1992~	2012	2013/5(44)在職死亡
14△	⑤ 在職	1974	1993~	2012	
15△	⑥ 在職	1973	1999~	2012	
16	7	1981	2000~2006	2012	2012/11 手術 (市大病院)
17	8	1978	1997~2003	2012	2013/1 手術(市大病院)

表 1 SANYO-CYP 社の胆管がん被害状況

△・・・被害者の会に参加していない。

場で発生した胆管がんの業務上外に関する 検討会」(以下、検討会)で業務上外を判断 してきた。

検討会のこれまでをまとめた。

検討会は昨年9月6日に第1回、3月14 日第5回で『「印刷事業場で発生した胆管が んの業務上外に関する検討会」報告書化 学物質ばく露と胆管がん発症との因果関係 について~大阪の印刷事業場の症例からの 検討~』をまとめた。

検討会は報告書において「胆管がんは、ジ クロロメタン又は1,2-ジクロロプロパン

(以下、1.2-DCP) に長期間、高濃度ばく 露することにより発症し得ると医学的に推 定できる。」とした。

そして、この時点までに労災請求し、調査 資料が整っていたSANYO-CYP社の16件につ いて業務上との判断を示した。3月27日厚 労省からの「りん旨」への回答に基づき大阪 中央労基署は、SANYO-CYP社16件について 最初の支給決定を行った。

5月21日第6回、SANYO - CYP社の17人 目の野内豊伸さんが業務上と判断された (本誌 2013 年 7 月号参照)。

6月13日第7回、宮城局管内の同一事業場の2名と愛知局管内の1名について業務上、1件を業務外と判断した。以後、報道機関に対して、業務上事案については所轄労働局と概要を、業務外については概要のみを公表するようになった(記者発表資料の内容がHPに掲載されていないのは問題あり)。

厚労省資料、報道によると <宮城・2名>

- ・洗浄業務に従事。40歳代と30歳代の男 性(いずれも療養中)。
- ・150ppmを超える1,2-DCPにばく露(約16年間)。
- ・2012年7月10日付「胆管がんに関する 一斉点検結果の取りまとめ結果等につい て」(厚生労働省)には次の記載がある。 「(作業場の状況)

労働者数は約30名。平成23年の東日本大震災により被災し、一時事業を中断していたが、場所を移して再開している。このため、震災前の作業状況を確認することが困難であるものの、事業場から入手した当時の建物に関する写真、配置図をもとに、関係労働者からの聞き取り等で当時の作業状況の把握に努めている。現在までに把握している情報は以下の通り。

- ① 1日の洗浄時間が長時間に及ぶ者もいた。
- ② 地下室ではないが、普段は窓を閉めた 状態で作業をしていた。
- ③ 手袋は支給されており、手袋を着用していた者とそうでない者がいた。

また、換気の状況についても、当時の建物 が消滅しているため、確認が困難な状況に ある。

(使用化学物質について)

事業場関係者から入手した溶剤の一覧から、平成8年から平成23年までの間に納入されていた溶剤の主成分として1,2-DCPが含まれていたことが判明している。また、ごく少量ではあるものの、平成7年から平成22年までのほぼすべての期間にわたりDCMの納入も確認されている。現時点では成分が判明していない溶剤も含まれており、引き続き調査を行っている。」

<愛知・1名>

- ・洗浄業務に従事。40歳代の男性(療養中)。
- ・400ppmを超えるDCMにばく露(約12年間)。
- ・この男性については2012年8月29日付で名古屋西労基署に申請していた。名古屋労災職業病研究会などが支援したもので(本誌2012年10月号参照)、DCMの単独ばく露だった。SANYO-CYP社の場合は「1,2-DCP単独ばく露」6名、「DCMと1,2-DCPの複合ばく露」11名だったことから、1,2-DCPが主原因とされていたが、この男性のケースは、DCMも胆管がん原因であったことを実例として示すことになった。なおこの印刷会社は既に廃業している「三晃印刷」(名古屋市)。

8月1日第8回、北海道局管内の男性1 名が業務上と判断された。

報道によると、「1985年から約11年間印刷会社に勤務、1,2-DCPを洗浄剤として使用し、高濃度ばく露したことにより業務上と判断。ほかに6件を検討し、うち2件を業務外、4件を継続検討とした。業務外2件は、いずれも60代男性(1名死亡)で、うち1名は50年前に9ヶ月間シンナーでの洗浄作業をしたが、シンナーによる胆管がん発症の知見がないとして関連なし、とされ

表2 印刷業における胆管がんに関する労災補償状況

1. 請求状況 (2013年10月末現在)

(件)

			内	訳			
		20代	30代	40 代	50 代	60代	70 代以上
請求件数	77 (50)	1 (1)	11 (5)	19 (8)	12 (10)	24 (18)	10 (8)

※()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数

※年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

2. 検討会の状況 (2013年11月19日現在)

	_	油中供料			内	訳		
		決定件数	20代	30代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
業	務上件数	25 (11)	1(1)	10 (4)	13 (5)	1 (1)		
	北海道局	1(1)				1 (1)		
	宮城局	2(0)		1 (0)	1 (0)			
	埼玉局	1 (0)			1 (0)			
	愛知局	1 (0)			1 (0)			
	大阪局	18 (9)	1(1)	9 (4)	8 (4)			
	福岡局	2(1)			2(1)			
業	務外件数	12 (10)				2 (2)	7(6)	3 (2)
슴	計	37 (21)	1(1)	10 (4)	13 (5)	3 (3)	7 (6)	3 (2)

^{※()}内は認定時の死亡者数で内数

表3 印刷業における胆管がんに関する労災請求状況(2013年10月末現在)

	労災請求			内	訳		
	力火胡水	20代	30代	40 代	50代	60代	70 代以上
大阪の事業場 SANYO-CYP 社	17 (17)	1 (1)	8 (3)	8 (3)			
宮城の事業場	2		1	1			
福岡の事業場	2(1)			2(1)			
その他	56 (42)		2(2)	8 (4)	12 (10)	24 (18)	10 (8)
合 計	77 (50)	1 (1)	11 (5)	19 (8)	12 (10)	24 (18)	10(8)

^{※()}内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数

表 4 印刷業以外における胆管がんに関する労災補償状況

1. 請求状況 (2013年10月末現在)

(件)

(件)

				内	訳		
		20代	30代	40 代	50 代	60代	70 代以上
請求件数	19 (12)		1 (1)	2(1)	5 (5)	7 (3)	4 (2)

※()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数

[※]年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

[※]検討会で業務上外の結論を得た件数

[※]年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

[※]大阪、宮城、福岡の事業場以外では同一事業場で複数の労災請求はない。

[※]印刷業以外では胆管がんに関する労災請求が19件ある。

特集/職業性胆管がん事件

2. 検討会の状況 (2013年11月19日現在)

	決定件数			内	訳		
	大 足鬥数	20代	30代	40 代	50 代	60代	70 代以上
業務上件数	0 (0)						
業務外件数	1 (1)			1 (1)			
合 計	1 (1)			1 (1)			

- ※()内は認定時の死亡者数で内数
- ※年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)
- ※検討会で業務上外の結論を得た件数

表 5 印刷業以外における胆管がんに関する労災請求状況 (業種別請求状況)

大分類	中分類		小分類		細分類		
	繊維工業	Ĭ,	染色整理業	1	綿・スフ・麻織物機 概染色業	1	
	輸送用機械器具製	2	鉄道車両-同部分 品製造業	1	鉄道車両製造業	1	
	造業	Z	船舶製造·修理業, 舶用機関製造業	1	船舶製造·修理業	1	
	化学工業	1	医薬品製造業	1	不明	1	
	なめし革・同製品 毛皮製造業	1	草製匯物製造業	1	革製履物製造業	1	
			建設用・建築用金 属製品製造業(製 缶板金業を含む)	1	金属製サッシッドア、製造業	1	
造業 13	金属製品製造業	4	金属被覆-彫刻業、 熱処理業(ほうろう 鉄器を除く)	1	電気めっき業(表面 処理鋼材製造業を 除く)	1	
				その他の金属製品		金庫製造業	1
			製造業	2	他に分類されない 金属製品製造業	1	
	はん用機械器具製 造業	1	その他のはん用機 械・同部分品製造 業	1	玉軸受-ころ軸受製 造業	. 1	
	生産用機械器具製 造業	1	基礎案材産業用機 被製造業	1	化学機械·同装置 製造業	1	
	電子部品・デバイ		電子デバイス製造業	1	電子管製造業	1	
	ス・電子回路製造 業	2	電子部品製造業	1	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造 業	1	
	洗潭·理容·美容·		洗濯業	1	普通洗濯業	1	
活関連サービ 3	浴場楽	2	その他の公衆浴場業	1	その他の公衆浴場・	1	
《業、娯楽業	その他の生活関連 サービス業	1	他に分類されない 生活関連サービス 業	1	写真現像·饶付業	, 1.	
p売·小売業 2	その他の小売業	1	書籍·文房吳小売 菜	1	新聞小売業	1	
京売・小売業 2	卸売業	1	機械器具卸売業	1	その他の産業機械 器具卸売業	1	
建設業 1	職別工事業(設備 工事業を除く)	1	床•内装工事業	1	床工事業	1	

^{※1} 請求件数は平成25年10月末時点

^{※2} 印刷業に係る請求件数は77件(平成25年10月末時点)

た。」という。

9月3日第9回、大阪局管内の1名が業 務上と判断された。厚労省や報道によると、 「死亡時30歳代の男性。1997年から2001年 までの約4年間、洗浄業務に従事。1.2-DC Pに高濃度 (150ppm 超) にばく露した」とい う。同時に業務外とされた3名は「死亡時60 歳代の男性、印刷会社での洗浄業務で13年 間ガソリンにばく露」「死亡時60歳代の男 性、印刷会社で活版印刷業務(活字の組み込 み) に従事、キシレンや灯油への少量ばく露 を除いて化学物質への大量ばく露は認めら れなかった」「死亡時60歳代の女性、印刷会 社で製版業務(版の傷の修正や汚れの除去) に従事、製版業務での化学物質の使用量が 少なく、1.1.1-トリクロロエタンなどへの 少量ばく露を除いて化学物質へのばく露は ほとんど認められなかった」という。新たに 検討を行った福岡局管内の2件を含む5件 (4事業場) については継続検討とされた。

10月1日第10回、福岡局管内の同一事業 場の2件が業務上と判断された。 厚労省や 報道によると「2名はいずれも40歳代男性 で、請求時に1名は死亡、1名は療養中だっ た。印刷会社で洗浄業務に従事し、150ppmを 超える1,2-DCPに、死亡した方は12年間、 療養中の方は7年間ばく露した」という。同 時に業務外とされた3名(3事業場)は「死 亡時60歳代の女性、印刷会社で洗浄業務に 従事し、ガソリンに約5年間ばく露した」 「70歳代の療養中の男性、印刷会社で洗浄業 務に従事、エチレングリコールに約3年間 ばく露した」「死亡時60歳代の男性、印刷会 社で洗浄業務に従事、ガソリンに約23年間 ばく露した」とのこと。

11月19日第11回、埼玉局管内の1件が業 務上と判断された。厚労省や報道によると

「療養中の40歳代男性、印刷会社(すでに廃 業) で洗浄業務に従事、1996年から会社が廃 業した2009年までの約13年間、1.2-DCP にばく露した」という。同時に業務外とされ た3名(3事業場)は「死亡時70歳代の男 性、印刷会社で洗浄業務に従事、トルエンを 使用しておりDCMや1,2-DCPへのばく 露はなかった」「死亡時50歳代の男性、印刷 会社で洗浄業務に従事、ミネラルスピリッ トを使用しておりDCM、1.2-DCPへの ばく露はなかった」「死亡時50歳代の男性、 印刷会社で洗浄業務に従事、ガソリン、シン ナー、ミネラルスピリットを使用しており DCM、1,2-DCPへのばく露はなかった」 とのこと。また印刷業以外で1件が業務外 と判断された。「死亡時40歳代の男性、新聞 小売業、化学物質の使用なし」とのこと。

11月19日時点の胆管がんの労災補償状況 は5、6頁の表2、3、4、5の通り(厚生 労働省)。

印刷業における請求件数は77件(うち請 求時死亡50件)で、業務上25件(同11件)、 業務外12件(同10件)。

印刷業以外における請求件数は19件(同 12件) で、業務上 0件、業務外 1件(同1件)。

検討会はほぼ1ヶ月に1回開催されてお り (第12回は12月17日)、今後順次業務上 外判断が行われていくことになり、認定の 動向を注視していかなければならない。



精神障害の労災認定率に 地域格差!?

-5労働局に要請行動-

厚生労働省は毎年6月ごろに前年度の精神障害の労災認定状況を公表し(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034xn0.html)、今年6月21日に発表された2012年度の労災認定状況については本誌7月号で内容及び解説を掲載した。2012年度の労災認定状況は、労災認定基準の改定により認定率の全国平均は上がり39%、過去最高となった。全国的にも支給決定件数が増加した都道府県が多い。しかしこういった状況に関わりなく、認定率が極めて低いところが見られる。中でも特に低い、埼玉、千葉、愛知、三重、大阪労働局に対して、全国労働安全衛生センター連絡会議で要請行動を行なった(次頁新聞記事参照)。

全国でも請求・決定件数自体が少ない県も多く、そういった県は1件の違いで認定率が大きく違ってくるので評価を決められないが、件数が二桁以上ある中で特に認定率が低いのは、埼玉県(認定率13%、支給決定件数6件/決定件数45件)、千葉県(22%、9件/41件)、愛知県(23%、19件/83件)、三重県(0%、0件/14件)、大阪府(26%、36件/138件)、熊本県(19%、3件/16件)である。うち埼玉県は2011年度も15%の認定率(4件/27件)で決定件数が増えたにも関わらず認定率が下がり、三重県は2年連

続で支給決定件数が 0 件である (10 頁表参照)。

一方で、北海道は認定率55% (27件/49件)、神奈川県47% (46件/97件)、兵庫県45% (24件/53件)と多くの決定件数がありながら認定率も高い県がある。ちなみに請求・決定件数が最も多い東京は全国平均と同じちょうど39%の認定率(90件/227件)である。

これらの差は、地域差ととらえるには大きな違いであり、請求・決定件数の少ない県はともかく、ある程度の件数を扱う局で認定率の低迷があるのは、判断する側に何らかの問題があるのではないかと考える。

精神障害の労災認定は、物理的な作用による事故での負傷と違って、業務との因果関係の判断が難しく、精神科の専門医を含め、労働災害として認めることには消極的な考えがあり、労災認定の判断を厳しいものにしてきた。実際、労働基準監督署の担当者が精神障害を労災保険で扱うことを疑問視する発言をするのを聞いたこともあるし、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した専門検討会でも、認定基準改定を検討した事が必要として参加していた精神科医の態度にはがあるように見受けられた。そのような傾向が全国的に蔓延し、労災認定率は職業



病の中でも特に低く、これまでは30%前後、 2011年の認定基準改訂以後も39%にとど まっているのではないだろうか。

上記に上げた5府県は、その中でも労災 認定に当たって特に消極的な態度であるた めに、このような結果になっていると言え る。

精神疾患の場合、ほとんどの事案は精神 科の専門医3名による協議会にかけられ、 そこで発症日、病名、心理的負荷の強度につ いての意見が出され、労働基準監督署の担 当者はほぼその意見どおりに判断をし、 務上外の決定を行っている。被災労働者の 支援者として、労働基準監督署や労働保険 審査官に意見を述べても、専門家の医学的 な意見を彼らが翻すことはなく、「私は専門 家ではないので…」などという返答がある

のが常である。しかし、業務上の負荷の出来 事を判断するに当たって、労働現場の現状 や労働者の実態をより知っているのは労働 基準監督署の担当者であり、医師は労働現 場についてはさほど知識がないことも多い。 にもかかわらず、両者が協力して現実的な 判断をする体制にはなっておらず、専門医 の意見がまかり通っていることは非常に問 題である。

労災認定率の非常に低い県では、このよ うに、判断する者の消極的な態度が反映さ れた結果がこのような認定率として現れた ものであろう。

「適切に判断している」

大阪労働局に対しては、10月25日に要請

特集/パワハラ・メンタレヘルス

精神障害の労災認定 都道府県別の比較

1	10万灭認,	23年度	宗別の 丘戦		24年度		決定件数	認定率の	
都道府県	決定件数	うち認定件数	認定率	決定件数	うち認定件数	認定率	の比較	比較	
北海道	49	18	36.73	49	27	55.10	_	Δ	
青森	4	1	25.00	5	3	60.00	Δ	Δ	
岩手	4	1	25.00	12	5	41.67	Δ	Δ	
宮城	38	22	57.89	32	22	68.75	▼	Δ	
秋田	11	3	27.27	4	1	25.00	Ť	▼	
山形	6	2	33.33	9	6	66.67	Δ	Δ	
福島	14	6	42.86	21	11	52.38	$\frac{\underline{}}{\Delta}$	Δ	
茨城	28	13	46.43	18	11	61.11	V	Δ	
栃木	6	3	50.00	6	4	66.67	_	Δ	
群馬	10	2	20.00	10	3	30.00	_	Δ	
埼玉	27	4	14.81	45	6	13.33	Δ	▼	
千葉	42	8	19.05	41	9	21.95	▼	Δ	
東京	146	42	28.77	227	90	39.65	Δ	Δ	
神奈川	101	34	33.66	97	46	47.42	▼	Δ	
新潟	9	4	44.44	9	4	44.44	_	_	
富山	3	0	0.00	5	2	40.00	Δ	Δ	
石川	2	1	50.00	6	2	33.33	Δ	▼	
福井	5	3	60.00	10	7	70.00	Δ	Δ	
山梨	8	2	25.00	13	4	30.77	Δ	Δ	
長野	20	4	20.00	13	4	30.77	▼	Δ	
岐阜	17	4	23.53	10	6	60.00	•	Δ	
静岡	19	9	47.37	17	7	41.18	_	•	
愛知	55	7	12.73	83	19	22.89	Δ	Δ	
三重	10	0	0.00	14	0	0.00	Δ	_	
滋賀	13	6	46.15	15	8	53.33	Δ	Δ	
京都	45	14	31.11	49	18	36.73	Δ	Δ	
大坂	122	21	17.21	138	36	26.09	Δ	Δ	
兵庫	44	19	43.18	53	24	45.28	Δ	Δ	
奈良	13	5	38.46	5	1	20.00	▼	▼	
和歌山	5	1	20.00	0	0	0.00	▼	▼	
鳥取	4	3	75.00	4	2	50.00	_	▼	
島根	2	1	50.00	2	1	50.00	_	_	
岡山	20	7	35.00	10	4	40.00		\triangle	
広島	37	8	21.62	36	16	44.44		<u> </u>	
- 무무	8	5	62.50	7	4	57.14			
徳島	6	0	0.00	2	1	50.00	▼	\triangle	
香川	4	2	50.00	8	3	37.50			
愛媛	5	2	40.00	17	7	41.18	Δ	\triangle	
高知	10	4	40.00	10	6	60.00	_	\triangle	
福岡	29	10	34.48	34	16	47.06	\triangle		
佐賀	9	6	66.67	4	2	50.00		V	
<u>長崎</u>	4	1	25.00	18	12	66.67			
熊本	15	3	20.00	16	3	18.75	Δ		
大分	13	3	23.08	10	3	30.00		Δ	
宮崎	15	7	46.67	14	3	21.43		▼	
鹿児島	5	1	20.00	3	1	33.33			
沖縄	12	3	25.00	6	5	83.33		Δ	
全国	1074	325	30.26	1217	475	39.03			

を行なった(11頁要請文参照)。

当センターのほか、ひょうご労働安全衛 生センター、コミュニティ・ユニオン関西 ネットワークに参加いただいた。

事前にマスコミに報道協力をお願いして おり、当日NHKが要請行動の撮影を労働 局側に申し入れたところ、マスコミ慣れし ていない局に待たされたが何とか最初の文

2013年10月25日

大阪労働局長 中沖 剛 殿

全国労働安全衛生センター連絡会議 議長平野敏夫 コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク 共同代表 西田 広美

要請書

厚生労働省は、毎年前年度の精神障害の労災認定状況を公表している。公表されたデー 夕には都道府県別の請求件数、決定件数、支給決定件数がある。労災認定基準の改定によ り昨年度の全国平均の認定率は上がり、39%となった。全国的にも支給決定件数が増加し た都道府県が多い。しかしこういった状況に関わりなく、認定率が極めて低いところが見 られる。うち決定件数が少ない県を除いて特に認定率が低いのは、埼玉県(認定率 13%、 支給決定件数 6 件/決定件数 45 件)、千葉県(22%、9件/41件)、愛知県(23%、19件 /83件)、三重県(0%、0件/14件)、大阪府(26%、36件/138件)、熊本県(19%、 3件/16件)である。うち埼玉県は平成23年度も15%の認定率(4件/27件)で決定件 数が増えたにも関わらず認定率が下がり、三重県は2年連続で支給決定件数が0件である。

これらの差は、地域差ととらえるには大きな違いであり、請求・決定件数の少ない県は ともかく、ある程度の件数を扱う局で認定率の低迷があるのは、判断する側に何らかの問 題があるのではないかと考える。

精神障害事案の多くは精神科医3名による専門部会の協議にかけられ判断されるため、 協議した専門医の意見がこの結果を招いている大きな要因でもある。

それを踏まえ、労働災害に被災した労働者の支援を行い、職場での健康と安全を推進す る立場から以下のことを要請する。

記

- 1. 全ての実地調査復命書、専門部会の意見書を精査し、出来事ごとに「弱」「中」「強」 と判断した条件を分析すること。
- 2. 局の管轄区域について、厚生労働省が毎年発表する項目に準じて、業種別、職種別、 年齢別、時間外労働時間数別、就労形態別、出来事別、労働基準監督署別の請求・決定・ 支給決定件数を公表すること。
- 3. 上記の結果を含め、認定率が極めて低い状況の原因を分析し公表すること。

以上。

書手渡しまでということで、撮影許可された。厚生労働省は何かと交渉ごとなどもオープンにしたがらないが、個別事例についての交渉でもなく、このように局の公式見解を述べるだけの会合まで閉鎖的にやろうとするのは間違っているだろう。

労働局側は、労災補償課監察官ら3名が 対応した。要請文を手渡した後、1時間ほど 意見交換を行なった。要請内容は事前に知 らせていたため、当日に回答があった。

回答内容は端的に言って、「適切に判断している」。認定基準に照らして外れるような事案はないということで、特にそれ以上の分析作業や結果の公表ということは考えていないということである。

2番の各項目別については、厚生労働省の発表直後の6月27日に発表していることが分かった(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H25/teirei/25.6/250627-03.pdf)。しかし、監督署別については公表しないとの回答だった。

これら項目別については、厚生労働省が 公表した際にデータはまとめられているの で、各労働局が同じような形で情報を整理 して公表するのはすぐできるということ だった。この話を受けて、後日改めて各労働 局が公表しているか調べてみたところ、他 に公表を確認できたのは茨城、東京、神奈 川、新潟、京都、宮崎のみだった。また、公 表していた局でも毎年というわけではなく、 年度によって公表したりしなかったりして おり、すべての項目別を公表しているのは 京都と大阪のみで、あとは業種・職種・年齢・ 時間外労働時間別くらいしか公表していな いところがほとんどである。

対応した監察官は労災の判断が適切にな

されているか監察するのが仕事であるから、 大阪の労災認定率の現状については分かっ ていたようである。しかし、内容的には適切 に処理しているので、認定率のみを取り上 げられて問題とされるのは困るという立場 だ。もう一歩踏み込んで低い認定率の原因 を調べる気はないようだ。

低認定率の原因である精神科の地方労災 医員による協議会判断についてであるが、 医員にも認定率に低さを自覚してもらいた いので、労働局側には協議会を行なう地方 労災医員にも要請文を届けるよう要請した。 これについては、その後協議会の開催時に 順次、各労災医員に手渡して要請があった ことを説明しているということである。

大阪管区の労災認定状況について、労働 局が公表したデータと、要請で聞き出した 内容と合わせて見てみよう。

大阪労働局は、厚生労働省が6月21日に「平成24年度脳・心臓疾患と精神障害の労災認定状況について」を発表した6日後の27日に公表を行った。しかし2011年度は行なっておらず、2010年度は公表している。

大阪労働局管区の請求件数は148件、決定件数138件、支給件数36件で、全国の請求(1257件)、決定(1217件)件数の11%を扱っていることになるが、認定率が26%と低いため支給決定件数に占める割合は7.5%と低い。また自殺事案について言えばさらにひどく、全国平均では自殺事案の認定率は45%と事案全体より高くなっているが、大阪では反対に低く20%である。2010年度以前は自殺事案の方が認定率が高く、2009年度は58.3%もあったのだが、2011年度16%、2012年度20%と急に低くなっている。

業種別、職種別では全体傾向は全国とよく似ている。業種では「製造業」「卸・小売

業」「医療・福祉」が多く、しかし、少し違っ ているのは「建設業」「金融業・保険業」「情 報诵信業」の支給件数が () 件であることで ある。「建設業」は8件決定件数、「金融業・ 保険業」は6件、「情報通信業」6件である。 全国では、「建設業」は決定53件中22件支 給、「情報通信業」は68件中35件支給とお よそ半分が認定、「金融業・保険業」は少し 低いが36件中12件支給となっている。

職種別では「事務従事者」「専門的・技術 的職業従事者」「サービス職業従事者」「生産 工程・労務作業者」「販売従事者」が5位ま でを占める傾向は全国と同じであるが、8 件決定件数のあった「管理的職業従事者」の 支給が0件となっている。「事務従事者」「専 門的・技術的職業従事者」は決定・支給共に 多いが認定率を計算すると23%、18%と非 常に低く、「サービス職業従事者」は41%、 「生産工程・労務作業者」は50%と認定率が 高い。

時間外労働別をみると、心理的負荷が 「強」となる条件を満たしている月100時間 以上の残業のあった件数は8件で残り28件 はそれ以外の理由で支給となったと考えら れる。

出来事別では、決定件数では「上司とのト ラブル」が最も多く、支給件数では「ひどい いじめ・嫌がらせ、又は暴行を受けた」が一 番多い。これは全国と同じである。ほかに特 徴と言えば、やはり出来事の類型5つのう ち、②「仕事の失敗・過重な責任の発生等」 の支給件数が少ないということだろうか。 「顧客や取引先からクレームを受けた」は3 件、「会社で起きた事故、事件について、責 任を問われた」「自分の関係する仕事で多額 の損失が生じた」「業務に関連し違法行為を 強要された「達成困難なノルマが課された」

「ノルマが達成できなかった」「大きな説明会 や公式の場での発表を強いられた」がそれ ぞれ1件の決定があったが1件も支給され ていない。

また類型①「事故や災害の体験」で8件、 特別な出来事のうち「生死に関わる極度の 苦痛、又は永久労働不能となる業務上の病 気やケガ」で2件支給されているので、10件 ほどが「業務上の事故の体験、目撃」などで 支給されたようである。

公表されているデータから読み取れるの はこのくらいで、認定率の低い原因は読み 取ることはできない。大阪労働局は復命書 から原因を分析してもらいたい。

今後も監視が必要

新認定基準では、運用の仕方によっては かなり認定件数を上げることが可能なので はないだろうか。55%の認定率の北海道、ま た神奈川(47%)兵庫(45%)のように、大幅 に全国平均を超えている県もあるのだ。

新認定基準の策定に努力した厚生労働省 としては、より明確な認定基準を作成した にもかかわらず、適切に運用できていない 局に対して強い指導を行なうべきであろう。 厚生労働省が認定しやすいような運用を勧 める作業を行い、そういった運用を標準化 すれば、認定率の低迷問題も一挙に解決す る。いずれにしろ、請求者全員を認定したと ころで、全国でたったの 1200 件に過ぎない のである。毎年3万人の自殺者があり、その 多くはうつ病等を併発している現状から考 えても、労災請求件数は異常に少なすぎる のであるから。

今後もこのテーマについて、厚生労働省 や各労働局を監視し、働きかけを続ける。

いじめ・嫌がらせは許さない!職場のパワーハラスメント対策を始めよう

労働局への相談件数で「解雇」を抜いて、 最多となった「いじめ・嫌がらせ」問題、労 働者にとってメンタル不調や退職理由とな る大きな問題である。

厚生労働省が2012年3月15日に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言(以下、提言)」(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370-att/2r9852000002538h.pdf)を発表し、やっと職場でのいじめ・嫌がらせ問題に取り組み始めた。

厚生労働省は「提言」で、職場のパワーハラスメントの概念を「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義した。これは画期的なことだった。というのは、これまで厚生労働省としての「パワーハラスメント」の定義がなかったからだ。

近年労働組合の相談でもパワーハラスメントに関するものが多く、団体交渉で企業側に話をするに当たって、何がパワーハラスメントに当たるか、という話の入り口で意見が分かれてしまうために話し合いが進まないということが、聞かれた。一定の定義があれば、とりあえず、それを前提に議論ができることになる。

しかし、職場でのパワーハラスメント対

策をするには、「提言」だけでは難しい。事 業主側に安全衛生対策として取り組ませる ことができるような指針や規則が必要だ。 当センターも加盟する全国労働安全衛生セ ンター連絡会議 (以下、全国センター) で年 1回行なっている厚生労働省交渉でも、「提 言」が出たことは一定評価する一方、事業主 に対策の義務を課する法律の策定を厚生労 働省に求めた。しかしながら、厚生労働省が このいじめ・嫌がらせ対策を始めるに当 たって、使用者側の同意を得るために苦労 した経緯がある。パワーハラスメントを禁 じる法律を作れば、「企業内での指導がしに くくなり、権利ばかり主張する社員が増え る」という使用者側の懸念が強くあり、抵抗 があると考えられたからだ。そこで厚生労 働省は、使用者側の受け入れやすい対策を 探っていった結果が、この「提言」となった のであろう。

残念ながら、職場でこういった対策を取るに当たり、圧倒的に労働者や労働組合よりも使用者側による取り組みが一番効果があり、対策が広まる状況であるので、厚生労働省が使用者の同意を得られるように尽力したのは当然であろう。

しかし、「提言」はあくまでも取り組みの始まりやきっかけになるものに過ぎず、少なくとも次にはガイドラインの策定、いずれは労働安全衛生法の改定が必要である。

これに対して、厚生労働省はまずは「提言」 を広める取り組みを進めること、またパワ ハラ対策のホームページの開設、実態調査 などを行なうことを回答した。そしてリー フレットが作成され、ポータルサイト「あか るい職場応援団」(http://www.nopawahara. mhlw. go. jp/) が設けられた。実態 調査については、2012年12月、「職場のパワー ハラスメントに関する実態調査(以下、実態 調査)」報告(http://www.mhlw.go.jp/stf/ houdou/2r9852000002ax6t.html) が発表され ている。さらに、全国センターが今年6月21 日にパワハラや精神障害労災などのテーマ を絞って開催した厚生労働省交渉では、「企 業が対策を取るために活用できるようなマ ニュアル冊子を作成する」と厚生労働省が 回答した。そして9月、厚生労働省は「職場 のパワーハラスメント対策ハンドブック (以下、ハンドブック)」を作成した。これは 「あかるい職場応援団」サイトから無料でダ ウンロードすることができる (http:// www.no-pawahara.mhlw.go.jp/documents).

実は使用者側はパワハラ対策を嫌がって いるばかりではない。懸念は持っているが、 現実に社内に問題を抱え、対策を迫られる 状況にまでなっているからである。「実熊調 査」でもわかるようにパワハラ問題の対応 に苦慮している企業も多く、企業側から厚 生労働省に対策を求める声も以前からあっ た。

厚生労働省は21世紀職業財団に依頼し、 全国でパワハラ対策についてのセミナーを 無料で開催し、「ハンドブック」をテキスト として配布しているようだ。

「ハンドブック」はこれからパワハラ対策 を取ろうという企業向けのわかりやすいマ ニュアルであり、取り組み事例がたくさん



紹介されているので、企業の規模に合わせ て取りかかりやすい方法を探すために参考 となるだろう。また最後にパワーハラスメ ント禁止規定や労使間の協定書の例が掲載 されているのは興味深い。

厚生労働省の取り組みをざっと紹介した が、労働組合側でも、職場内に複数の組合員 がいるところであれば、参考になると思う。

ただ日常、相談をしてくる多くの方の職 場が小規模で労働組合もなく、1度問題が 起こればなかなか解決できない場合が多い。 相談窓口を設置している企業であっても、 外部のカウンセラーなどに丸投げで、当事 者の支援に役立っていない場合もある。始 めても、きちんと機能させていくことが大 事だ。

ともかく職場での対策をはじめよう。ど のような取り組みをするのか、それを機能 させるにはどうすればいいか等など、当セ ンターでも協力していきたいので、気軽に お問合せください。

除染作業の被ばく線量一元管理 一応は発足したが・・・

問題が山積する除染作業者の被ばく管理

福島第一原発事故により飛散した放射性物質で汚染された地域で行われている除染作業については、「除染電離則」により労働者の労働安全衛生法上の規制は行われているが、その実効性について、明らかに問題があることが指摘されてきた。本誌でも取り上げてきたところだが、何よりも義務付けられた被ばく線量データの30年におよぶ長期管理が、個々の末端事業者に義務付けられているだけという問題がある。

言うまでもなく低線量の放射線被ばくによる健康影響は、何年も経過してから発症するため、これまでの労災認定事例も当該被災者の生涯の被ばく線量データをもとにその業務上外を判断してきた。その大切なデータが、個々の労働者を使用する末端事業者の義務として課されるのみというのは、いかにも不安定であるという問題があった。

原子力発電所のような原子力施設にあっては、労働安全衛生法による個々の事業者への義務付け以外に原子炉等規制法による原子炉設置者への義務付けがあることもあり、古くから中央登録センターを設置、ここに登録をして放射線管理手帳を所持しない

限り放射線業務への従事は許されない仕組 みとなっている。しかし、除染作業という まったく新しい作業にあって、労働安全衛 生法以外の規制がない状況で、かろうじて 中央登録センターへの被ばくデータ引き渡 しによって事業者の義務が免れるだけの規 定があるだけだ。

要するに、除染作業においては、除染の仕事を請け負った事業者が労働者を作業に従事させて法令通り被ばく線量を測定して記録しても、その扱いは事業者の任意に委ねられるにすぎない状況が続いているわけだ。中央登録センターにデータを引き渡すのは義務ではないから、わざわざお金を払ってまで必要ないという判断もありえる。そして事業者や当該労働者の個々の判断によっては、何年か先に「そんな記録に興味ない」などと廃棄してしまうなどということがあり得てしまう状態が続いているわけである。

このような状況であったため、除染等業務従事者についても原子力施設の従事者と同じように、中央登録センターへの登録が事実上義務付けられるような仕組みを作るための検討会が設置され、この11月15日に「中間とりまとめ」が公表された。

そこで示されているのは、除染作業に携 わる事業者による民間の取り組みとして、

東日本大震災の復旧・復興のため 除染作業を行う皆さま へ

労災保険の特別加入をご存じですか

労災保険特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して 補償する制度ですが、労働者以外でも、中小企業の事業主や一定の 業種の「一人観方」なども、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、 労災補償を受けることができます。これを特別加入制度といいます。

除染作業に従事する「一人親方」の災害も補償の対象となります

「確設の一人親方」として労災保険に特別加入することにより、除染 作業で災害にあった場合、補償を受けられます。

既に特別加入している方は、変更届が必要です

● 建設業、自動車による運搬、農業など、既に加入している特別加入 区分の範囲内でのみ除染作業を行う場合は、あらためて「建設の一 人親方」として特別加入していただく必要はありません。ただし、業務 の内容について変更があった旨の順け出が必要です。

※中小企業の事業主の方も新たに除染作業に従事する場合は、業務内容の 変更について届け出が必要です。

被ばく線量管理をお願いします

 労災保険の特別加入者が除染作業に従事する場合も、迅速・適正 な労災補償のため、労働者と同様の線量管理をしていただくようお願 いします。

※一人親方等の特別加入団体は、災害防止規程に「被ばく防止」および「線量管理」についての項目を追加する必要があります。



労 災 保 険 特 別 加 入 Q & A

Q 特別加入できるのはどのような場合ですか?							
● 中小事業主等・・・業種ごとに右表に定める	果 種	労働者数					
数の労働者を年間100日以上	金融度、保険策、不動産業、小売業	50人以下					
使用する事業主、役員、家族 従事者	卸売業、サービス業	100人以下					
K+H	上記以外の業種	300人以下					

● 一人親方等・・・労働者を使用せず、以下の事業または作業を行う方

事業の種類	個人タウシーまたは貨物運送業、建設業、連船を使用する漁業、
(一人親方その他の自営業者)	林業、医薬品配置販売業、再生資源取扱業、船員の事業
作業の種類	特定農作業、指定農業機械を使用する作業、委託訓練の作業、
(特定作業従事者)	家内労働、労働組合等の常勤役員、介護作業

Q 特別加入するにはどのような手続きが必要ですか?

以下の団体を通じて、加入申請書を都道府県労働局長に提出してください。

中小事業主等・・・労働保険事務組合一人親方等・・・業種ごとの特別加入団体

Q 一人親方が除染作業を行ったとき、労災補償の対象となりますか?

除染作業を行う方が、建設の一人親方として特別加入していれば、その作業により災害に あった場合、補償の対象となります

Q 一人親方として特別加入をしています。除染作業を行う場合、 あらためて加入手続きをする必要がありますか?

- 既に「建設の一人親方」として加入している場合
- ⇒あらためて加入する必要はありません。
- 既に他の特別加入者として加入している場合
- 承認を受けている特別加入の区分の施囲内で除染作業を行う場合、あらためて加入手続きする必要はありません。特別加入区分で認められた施囲を超えて除染作業を行う場合には「建設の一人親方」として特別加入してください。

Q 特別加入団体です。組合員が除染作業を行うことになった場合、何か手続きが必要ですか?

除染作業を行う組合員について、業務内容の変更を届け出てください。また、災害防止規程に 練量管理や被ばく低減の措置についての項目を追加する必要があります。

◆詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください◆

特別加入リーフレット

被ばく線量データをすべて中央登録センターに引き渡し、従事者に被ばく管理手帳を発行するというものだ。つまり、一元管理が法令上義務付けられてはいない現状の中で、民間による事実上の義務付けを原子力施設と同様に義務付けるというもので、もちろん原子力施設での被ばくデータとの累積もされることになる。

医療従事者等を含めて、すべての放射線 業務従事者の被ばく線量の一元管理を政府 の下で行うということが、いまだに実現の 目途が立っていない以上、次善の策として 今回の方法は評価できるものといえよう。

ただ国や公益企業発注の除染業務については、この登録制度が前提となるが、それ以外についてはあくまでも政府が制度への参加を求めるに過ぎない状況は続くことになる。

「除染等事業に従事する労働者の被ばく線量 等を 一元管理する制度を発足します」(11月 15日厚生労働省発表より)

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制 度の概要

1 付置付け

除染電離則及び電離則に規定された放射 線管理や線量記録の保存等の法令上の措置 をより確実に遵守するための民間の取り組 み。

2 制度の概要

(1) 放射線管理手帳の統一的運用

元請事業者等又は放射線管理を独自に実施できる関係請負人は以下の事項を実施。

- ・手帳の発行申請、関係請負人への被ばく 線量の通知と手帳への記載
- ・関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に

記載

- (2) 線量の登録、経歴照会等の実施 元請事業者は、以下の事項を実施。
- ・四半期ごとに被ばく線量等を電子媒体で 中央登録センターに登録(定期線量登録)
- ・専用端末から除染従事者等の過去の被ば く線量等を照会可能(経歴照会)
- ・除染従事者等について、原子カシステム の経歴情報を照会可能(システム間相互 照会)
- (3) 線量記録及び健診結果の引き渡し 元請事業者は、工期の完了時に線量記録 及び健診記録を中央登録センターに引き渡す

困難な労働者でない従事者の被ばく管理

除染作業については、労働基準法上の労働者以外の従事者が多数従事している。事

業主自ら従事する場合もあるし、居住者としての従事、ボランティアとしての従事者もいる。これらの従事者は労働安全衛生法の適用があるわけではなく、除染電離則においては参考とするようにガイドラインが策定されてはいるものの、法令上の何かの義務があるわけではない。この点は、他の放射線業務にはみられない問題として依然残っているわけだ。

ただ、労災保険の特別加入制度は、せめて もの対応として特別加入者の業務内容に除 染業務を含める手続き等について周知を 図っている。もっとも特別加入制度自体が、 普通の事業者に理解されにくく、問題が多 いといえよう。さらに被ばく線量のデータ 管理の問題も労働者以上に深刻なのである。 除染作業をめぐる問題は、まだだ山積し

阪神・淡路から20年 東北へのメッセージ

ているのである。

震災とアスベストを考えるシンポジウム

◇基調講演「阪神淡路の復旧・復興工事とアスベスト飛散」

講師:中地 重晴氏(熊本学園大学・教授)

◇パルネディスカッション

パネラー:立命館大学/神戸大学/建築労働者/東日本大震災の被災地より

コーディネーター:加藤正文氏(神戸新聞社)

◇日時:2014 年1 月18 日(土) 午後1時30分~4時

◇会場:神戸市勤労会館 多目的ホール

*JR・阪神・阪急三宮駅から徒歩5分

◇参加費:無料



◇主催 : 震災と労働を考える実行委員会 ◇連絡先: 神戸市中央区古湊通1-1-17-2 F

NPO法人 ひょうご労働安全衛生センター内 TEL 078-382-2118 / FAX 078-382-2124

東急車輛石綿被害損害賠償裁判で和解成立!

アスベストユニオン/関西労働者安全センター

東急車輛製造株式会社(現・株式会社総合車両製作所)に対して石綿被害の損害賠償を求めた裁判(以下、東急裁判)が、11月12日、大阪地裁で和解した。和解したのは、旧帝国車輛-東急車輛製造の大阪製作所(堺市)で鉄道車両製造に従事し、石綿疾患を発症し死亡した3名(Aさん-石綿肺、Iさんー中皮腫、Tさん-中皮腫)の男性の遺族。

和解内容は口外禁止条項が付けられたため明らかにならないが、和解後記者会見した弁護団によれば、評価できる和解内容であった。

本人、遺族からの安全センターにはじめて相談があったのが2008年4月はじめ。

本人、遺族がアスベストユニオンに加入 し、会社に団交要求をしたのが2009年5月。 東急車輛はユニオンの要求に対して社内 の補償制度を作ったものの、実に差別的な 低額補償を回答したため、やむなく損害賠償を提訴したのが2011年4月。鉄道車両製造会社の石綿被害を訴える初めての訴訟となった。

手探りではじまった裁判だったが、地道 に立証・主張を積み重ねた。

裁判の終盤、旧帝国車輛時代に故Iさんと一緒に働いたBさんが証言台に立ってくれたことは大きな力になった。

そして、2013年11月12日、実質的に勝利 と言える和解となった。

あしかけ約5年半の道のりだった。

原告、弁護団に深く敬意を表するととも に、改めて、鉄道車両製造現場でのアスベス ト被害の大きさを訴えたい。

なお訴訟までに詳細は、本誌2011年11/12 月号を参照していただきたい。

<東急裁判にかかわる経過>

2008年3月28日 厚労省労災認定事業場情報公開再開、東急車輛大阪製作所中皮腫

7件認定判明、これをみてAさん遺族が安全センターに相談

2008年8月11日 よんの胸膜中皮腫に労災認定(堺労基署、以下同じ)

2008年11月17日 故Aさんの石綿肺死亡に石綿救済法の救済認定【時効救済】

2008年12月 神戸地裁。ひょうごユニオンの住友ゴムとの団交権認める判決(住

友ゴム事件、 退職者労働組合の団交権認める初めての司法判断)

2009年5月2日 アスベストユニオン、東急車輛製造に対して団交要求

2009年7年26日 1さん死亡

2009年10月13日 Tさんの胸膜中皮腫に労災認定

2009年12月 大阪高裁、住友ゴム事件で神戸地裁判決を支持する判決

2010年5月12日 東急車輛が制定した補償制度に基づく低額・不当回答

2010年6月20日 Tさん死亡

2011年4月4日 大阪地裁に損害賠償裁判を提訴

2011年11月 最高裁、住友ゴム事件で大阪高裁判決支持する決定

2013年11月12日 東急裁判和解成立

【和解にあたっての故Aさん遺族のコメント】

2008年3月29日の新聞記事で東急車輛が載っていたのを見て、そこから戦いがはじまりました。

父も肺の病気で亡くなり、父の部屋に何 故かレントゲンフィルムがあったり、又、父 が生存の時、会社に抗議しに行った事。

この時、私はカセット録音係として行きました。

内容は、どういう事なのかわからずでしたが、この時の父はかなり激怒していました。又、労働基準監督署に行った事もあり。

それぞれの事が気になり、新聞記事に 載っていた安全センターに連絡しました。

安全センターの人から、何か父の物が残っていないか、と言われ、実家にあるレントゲンフィルムを見た時、その袋の中には、病院のじん肺健康診断書、労働基準局へのじん肺管理区分決定申請署の用紙が入っており、診断証明書には「石綿肺の所見と考えられる」と書いていました。

父が亡くなった時、アスベストの事を全 く考えた事もなく、今思えば、父が生存の 時、会社や労基署に行った事、それは、今私 たちが戦ってきた事をやりたかったのだろ うと思います。

会社の事は口にしない父でしたが、その

時、私は会社の事を聞くべきでした。でも、 この様な形で残すという事は、父は私に託 したのだと父の代わりに戦ってきました。

ここまで来るのに本当に苦しく辛い想いが何度も何度もありました。毎日新聞社に取り上げてもらいましたが、入院時のカルテがほしくて、カルテの保存期限が過ぎているとわかっていても、どうしてもと何度も何度も頭を下げ足を運びお願いしましたが、「保管期限が過ぎているので処分しています」と同じ返事ばかりでした。

しかし、安全センターの方や弁護士の先生だと、1軒の病院だけじゃなく、2軒の病院から入院時の一部のカルテ、手術時の標本や報告を手に入れる事ができ、もう1軒の病院では入院時の全カルテをもらう事ができました。

この時、何度も何度も足を運びお願いしても、一般の力では全く相手にしてもらえない事がわかりました。もし、今、同じような人がいるなら安全センターに相談して下さい。必ず力になってくれます。

今回和解という形で終わりましたが、自 分の中では納得していません。どんな結果 であれ、父は戻ってきません。入院中、一時 帰宅の際、父から実家に来るよう呼び出さ 113.11/13 407

場

合車両製作所、 場で働いていた元社員 東急車両製造 の鉄道車両工 本社。 現総 大阪地裁(高瀬順久裁を求めた訴訟は12日、 計約1億円の損害賠償 Ç 元社 3人の遺族7人が 閉鎖)で塗装や配管工 社の大阪製作所(堺市、 は1960年代から同 事に従事。 うち2人は 金

後、石綿による健康被

年に61歳で死亡。

その

ースが全国で相次ぎ、 害で労災認定されるケ

> 定された人は旧国鉄の よる健康被害で労災認 10年3月までに石綿に

横浜市)

を怠ったためだとし

スベスト(石綿)対策

払う内容とみられる。

訴状によると、3人

て死亡した。訴訟で原 石綿肺や中皮腫を患っ ししたのは、

同社がア

た。

会社が解決金を支 で和解が成立し

30年間勤務

全員が

省が公表したリストに 2008年に厚生労働

同社の名前を見つけ

石綿健康被害救済

7~8年間、1人は約

、が中皮腫などで死

いた。 綿肺にかかった父は95 ベストのニュースがな が記者会見し、 ている」と話した。石 の50代の次女は「アス いなかったと反論して くなることを強く願っ **綿粉じんを吸い込んだ** 、は直接石綿を扱って 和解成立後、 会社側は、 元社員 3 断熱材などに石綿が大 量に使用されており、 たのだろう」と語った。 渉は決裂し、提訴に踏 たことを、やりたかっ 社に抗議していたとい み切った。父は生前、 れたが、会社側との交 法による補償は認めら 鉄道車両にはかつて 「私たちが闘ってき

会

に上る。 労働者ら700人以上 総合車両製作所総務 コメントを差 【内田幸一

> 2013年11月13日 毎日新聞

告側は、

車両の断熱材

に使われていた石綿の

れており、飛散した石 場内のすぐ近くで行わ 吹き付け作業などが丁 れ、会話する事すら苦しい状態なのに、自分が死んだらと「後の事、会社への連絡、母親を頼む」と言われ、自宅に帰り号泣しました。本当なら、定年を迎え、やっと自分たちの時間がもて、ゆっくりでくるはずだったのに…。

私自身、何一つ親孝行できないまま、父は 苦しい姿で逝ってしまいました。 息を引き 取る前、苦しくもがいている父から私の手 を強く握りしめられた事は今でも忘れられ ません。

亡くなった後、整理していたら、父からの 遺言がカセットテープに録音されており、 父が生存時にどうしてこの戦いをしなかっ たのか、当時、わかっていれば、父の口から 詳しい事、事実を聞けて、もっと早く解決で きたのにと、とても悔しい気持ちでいっぱ いです。

私に託された戦いは5年と半年で和解となりましたが、父が亡くなり19年、ここまでやってこれたのは安全センターの皆様、

弁護士の先生のお陰です。

本当にありがとうございました。感謝の 気持ちでいっぱいです。

まだまだアスベストのニュースをよく見ます。このニュースがなくなることを強く 願っています。

【和解にあたっての弁護団のコメント】

関係機関の支援、被告会社の英断、その他 関係者の努力によって、鉄道車両製造工場 におけるアスベストばく露の事案につき、 本日和解に至ったことは、評価に値する。和 解内容を公表することはできないが、原告 被告双方が歩み寄り、本件訴訟については 一応の解決を見ることができた。

ばく露から発症まで長時間を要することから、今後も過去のばく露による新たな被害者が、多様な業種の工場労働からだけでなく、周辺住民にも出てくることは必至であるし、また、震災・原発の復興、廃炉その

(25頁に続く)

表 1 鉄道車輌製造会社の石綿労災認定状況(2014年度認定分まで。時効救済を含む)

事業場名 ()は管轄労基署	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水
東急車輛製造大阪製作所<旧帝国車輛工業>(堺)	1	14	1	
同 埼玉製作所(さいたま)		1		
同 <現総合車両製作所>(横浜南)		8		1
東急車輛技研(横浜南)		1		
小計	1	24	1	1
日本車輛製造豊川製作所(豊橋)	17	19		
同 蕨工場 (川口)	1	7		
同名古屋工場(名古屋東)	4	19		
同 鳴海製作所(名古屋東)	1	1		
小 計	23	46		
近畿車輛(東大阪)	4	26		
川崎車輌<現川崎重工業兵庫工場>(神戸西)	9	46		3
汽車製造大阪工場<現川崎重工業>(西野田)		1		
汽車製造東京工場<同>(亀戸)		15		
川崎重工業車輌事業本部宇都宮工場(宇都宮)		1		
日立製作所笠戸工場(下松)	5	19		
富士重工業宇都宮製作所(宇都宮)	3	11		
合 計	45	189	2	5
<u>п</u> āī		24	1	

対ニチアス損害賠償裁判・労働委員会の闘い

奈良:証人尋問決定、文書提出命令ニチアス拒否

岐阜:管理4への症状悪化めぐって応酬 岡山:ニチアス・中原築炉との闘い進む 地労委:神奈川は結審、奈良は証人尋問へ

全造船二チアス・関連企業退職者分会/アスベストユニオン

日本最大、最古のアスベスト企業ニチアスは、多数の被害者を発生させながら、被害者に誠実に対応することなく、さまざまに被害を隠し、日本のアスベスト被害が社会的に明らかになることを妨げてきた。

全造船ニチアス・関連企業退職者分会、全造船アスベストユニオンは、ニチアスに対して団体交渉による石綿被害への対応を要求してきたが、ニチアスは団交拒否や不誠実団交を繰り返している。

ニチアスに対する闘いが各地で進められ ている

原告証人尋問に結集を

ニチアスに対する損害賠償請求訴訟は、 札幌地裁で全面勝利和解が勝ち取られたあ と、奈良地裁、岐阜地裁、岡山地裁で取り組 まれている。

奈良地裁での11月14日第16回弁論において、原告3名の証人尋問の実施とその日程が決まった。一方、ニチアス側から「申請されていた元社員1名から証人を断られた

ので代わりの人を探している」との表明があり、裁判所も驚く一幕があった。結局、二チアス側証人未定のまま、原告3名の証言が来年3月27日午前11時から午後5時までの予定で行われることになった。(二チアスの証人が見つからなければ、予定よりも早く終わる予定)

奈良裁判の最大の山場。多くの皆さんの 傍聴支援を訴えたい。

また、奈良地裁からニチアスに対して出された文書提出命令について、大阪高裁で命令が確定したにもかかわらず、ニチアスは拒否を決めた。裁判戦術を優先した企業倫理をかなぐり捨てた対応で、社会的には許されない行為といえるだろう。

岐阜地裁の12月3日弁論では、前回までに原告山田益美さんの症状悪化(じん肺管理2から管理4へ)に伴う損害額変更を原告側から主張した点について、新たに裁判所に提出された山田さんのカルテなどをもとに、ニチアス側が、山田さんが過去に結核にかかっていた疑いがあり、症状悪化は虚偽の疑いがある、という悪意に満ちた主張

俥 Li 瘀

場所などの判明に役

《持備電腦】大月3,925円(本体2,738円、消毒機197円)」(全統19(消養療法等)集刊150円 夕月60年

の声が出ている。

ない事態になっていることが指目、分かった。エチアス個は「武欲に関係な 終で、潤社が裁判所の文書提出命令を担合しているため、被告思慮が経明でき が大手耐火材ストカー「ニザアス」(木社・東京)に倒管賠償を求めている部

総務中にアスペスト(石錦)を吸い健康被害を受けたとして、 五御舞皇3人

解則

付で、際告とエチスス

大阪高級はも月月日

双方の即呼続門を輸門

して命令は確定。しか

企業倫理

に反する

数(具筆度表での人) 中語の際に作成する 分类过滤调查 マ石綿 状の有寒や重さを因が 締胎を含むじん肺の症 めた応じ、証拠資料と る対象人数は、厚生労 アスに新じた。 場条す J. 従期した労働者に交付 で顕榜し、2010年 なれば、被害が大きか れらの文語が明らかに を上望るとあられる。 動画の石郷労災部定署 される 石綿健康管理 を扱う殺務に一定期間 して今年上月初日、石 10月に奈恵地歌に姫 った 特別や作業内容 上場(索食県上寺町) **美炎河價保險語北東** 原告側によると、ご 元従磐山3人は王寺 上巻との提出をエチ 、地震は原告側の家 の見雑書を持ち しじん脱管温医

す証拠 業歷示

のフライバジーを郵車

正中電で「遮礙蒼然と

(解說) 野家的命名 一种介含

ようなやり方は企業値 に、企業が必定をする

出したのは、石綿がど

で奈島地級に提出した し、同社は8号の百付

する観点が気 取り調

べる必要性はない」と

と、異心を推ざし続

工程をどのように登埋

ていたかを調べるだ

めの証拠資料になると

じている。

高、<u>少智品</u>碱化摩子名 出命令に従わない場 などについて主張が落 められ、裁判は有利に 告側は当時の労働環境 ている。このため、原 して認定できると定め 切手方の主義を真実と 国民語系述は文書記

り、被害の全営解析によいても労働実際が分かい、原告以外の産業裏につい 近教言指道機構教授 物断したためだ。 健康検索の異態が明ら つながる。石窟を派る 労働帰還が分かれば かになりつつおるの (機製学)は 国務の 木野茂、芸都能大芸

飛散していたかや豊彦の原併に、どの場所で 金度守に違反しているあれば出すべきで、法 と言わざるを得ない しい組織を向ける。 企業への不信感を高め 書けるだけではなく は、「事実」から日を合を担否し限ける姿勢 して成れ所からかっか 利昭発設士も「企業と イアンスに踏しい 理が反している。 占城 また。企業コンプラ 裁判所の文書提出

と批判。項門録から毛(コンフライアンス(法令順守)に反している」と舞問 個人流物が含まれること主張するが、原告側は「新たな被告発覚を恐れている 原告3人以外で、新た できるという。また、 の注意機能にも活用 に健康被害を受けた癖

術とはいき、人面がか 分からない。裁判の戦 スペストの被害実態が に一言の主義は、ア の片岡町彦肇彦局次長 西労働者安全センター 判決期月は末尾。 の管理は深知の月で、 ただ、支援団体の関 ている。 トは気じ控えることに

可能性もあるとしてい

いがある人が見つかる

も考慮した上での判断 二條鉅中のためコメン た。と指摘する。 り、プライバシーなど **ら命令を出すのであ** める上で必要としたか が能わないケースは事 **正提出東北區開企業** 山本和彦・一 杨大黎母 ニデアス広報部 (民能手続法) は | マ 裁判所は審理を進

かわる問題。企業の対

2013年11月15日 毎日新聞

が行われた。

今後、これに対して原告側から反論して いくこととなった。

また、新たなに原告となったTさんのじ ん肺について、在職時の1978年にすでに管 理3イの管理区分決定を受けていたことが、 今回、ニチアスがしぶしぶ提出してきた管 理区分決定通知で明らかになった。ところ が、この通知は、当時ニチアスに岐阜労働基 準局から送られてきた管理区分決定リスト であって、Tさんのほかにも多数の労働者 が管理区分決定を受けていたことも同時に 明らかになった(ただし、Tさんのほかはす べて黒塗りされていた)。そのときからすで

に多くの被害者を出していたのだ。

今後、Tさんの作業実態などを陳述書が 提出される予定。

れない気質でまた 応じして社会的に許さ

次回弁論は2月13日午後1時15分から。

アスベスト使っていない?!

岡山地裁での、ニチアスと下請会社中原 築炉を相手取った裁判は、昨年 2012 年 3 月 に提訴して以来、10月15日までに8回弁論 を積み重ねている。

原告のSさんは、肺がんとじん肺管理区 分4の被害の損害賠償を求めている。 ニチ アスはSさんが働いていた時期はノンアス

に切り替えていたと主張、中原築炉も自社 以外での粉じん曝露が原因であると主張し てきている。不埒としか言いようがない。お かやま労働安全衛生センターや中皮腫・ア スベスト疾患・患者と家族の会岡山支部か ら多数傍聴参加を得て、ニチアス・中原築炉 包囲体制を構築し頑張っている。

誠実に団交を行え!!

2008年7月24日、奈良県労働委員会は、二 チアス分会からの団体交渉要求に対し、二 チアスが交渉を拒否したのは不当労働行為 に当たるとして救済命令を出した。

ところが、中央労働委員会はこの命令を 棄却(2011年3月31日)。これに対し、分会 は、東京地方裁判所に行政訴訟を提訴。東京 地裁は訴えそのものは退けたが、アスベス ト退職者の団体交渉権は認めた(2012年5 月16日)。

(22頁からの続き)

他の作業におけるばく露による発症も危惧されるところである。

2006 年に成立施行された石綿健康被害救済法による救済の拡充とともに、民事賠償においても被害者救済の観点が強く要請される。

鉄道車両製造会社の石綿労災認定状況

ご遺族のコメントにあるように、東急裁判に至る端緒に、2008年3月28日、石綿労災認定事業場情報公開を厚労省が再開したときのリストに「東急車輛製造大阪製作所」の名前があったことがあった。

そこで分会は、11月14日、東京高裁への控訴は取り下げ、新たにニチアスへ団体交渉の開催を要求した。そして、ようやく2012年9月3日、第1回団体交渉が開催された。しかし、ニチアスは、「組合員個人の問題についてしか答えない」という回答を繰り返し、組合からの要求について全く回答しようとしなかった。10月29日に行われた第2回団体交渉でもニチアスは全く同じような対応だった。そこで、1月30日、再度、奈良県労働委員会に不当労働行為救済申立てを行い、現在、審理が進行中で、12月26日午後2時から託人尋問が行われる。

岐阜地裁の両原告が加入しているアスベストユニオンも、ニチアスとの団体交渉を3回を行ったが、ニチアス分会への対応と全く同じだった。2012年8月1日、アスベストユニオンは神奈川県労働委員会に不当労働行為救済の申立てを行い、調査ののち、10月11日に結審となり現在、命令まちだ。

このときの大阪製作所の労災認定累計は 中皮腫7件だったが、これが2014年度まで の累計では合計16件と、倍以上になった。

東急車輛製造の埼玉、横浜の工場を含めて、日本車輌製造、近畿車輌、川崎車輌、日立製作所、富士重工といった鉄道車両製造会社の労災認定状況を表1 (22頁) にまとめた。これらの石綿労災認定件数の合計は241件にのぼる。

主な原因は鉄道車両内部に使用された吹きつけ石綿とみられるが、溶接作業で石綿布を養生に使用していたことなども他の原因もあったとされる。

連載 それぞれのアスベスト禍 その36

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

別会社「同僚証言」で労災認定

東尾 (とうのお) 守人さんのもとに長崎労働局から、10月9日付けで休業補償支給を決定する旨の通知が届いた。しかし東尾さんはその通知を受け取った数日後の10月15日、胸膜中皮腫の為に他界した。

本誌 2013年3月号「それぞれのアスベスト禍その29」で紹介したTさんの話の続きである。労災認定後、名前を明かして報道協力していただいたので、今回はお名前を書かせていただく。前回の内容から簡単に説明する。

東尾守人さんが自身の体調に異変を感じたのは2007年の胸水貯留からだった。以後時々胸水は溜っていたがそれ以上に進行する事がなく、経過観察をしていた。しかし2010年の初めに胸膜中皮腫と診断された。

東尾さんがアスベストとの接点に気付いたのは、長崎三菱造船所での勤務歴が有るためだった。東尾さんは20歳代の若い頃の約2年間、三菱長崎造船所内で孫請けの下働きとして働いていたのだ。建造中の船内に入り、配管の溶接や断熱作業をしていた。東尾さんはすぐに休業補償請求を行った。しかし請求を出して間もなく「不支給決定

通知」が届いた。当初から長崎監督署側の聞き取り不充分により「長崎造船所内では石綿曝露無し」とされ、請求先はその後の勤務地の管轄である東京品川監督署に移され、ここで「石綿曝露無し」とされたのだった。

東尾さんが働いていた「丸菱商会」の「川口親方」は既に転居して、その所在も解らず、東尾さんが働いていたことを証明する 人がいなかった。

2012年11月29日、厚生労働省発表の労災認定事業場公開に合わせて実施した「アスベストホットライン」に、東尾さんのご長男の奥様から電話がかかり、すぐさま長崎監督署に行って貰って、休業補償請求の時効が進むのをストップした。そして長崎のご自宅まで聞き取りに行き、三菱長崎造船じん肺患者会の塚原さん達のご協力を得ながら、当時別の会社の所属ではあったが同じ造船所内で働いていたという知人Kさんの話も聞いた。東尾さん達が働いていたのはS32年~S34年だ。50年余も前の事だが、当事者でしか知りえない話が次々を出てきた。

そしてKさんの証言を元に再び長崎監督 署に申請を行った。

ここまでが前回の話である。

待つ事、数ヶ月。しかし信じられないこと

2013年(平成25年)10月20日(日)

別

0)

F

請

け

腫と診断され、12年に労災 2010年に悪性胸膜中皮 が40年前後で、

長崎労働局

発症までの潜伏期間は多く

性がある」と認めた。 性の証言を一十分信びょう

長崎造船所の石綿関連疾

東尾さんは

方の下で断熱のために船室 の壁に石綿を詰めるなどの

> さんの審査請求を受けた長 て不支給処分にした。

崎労働局の審査官は知人男

同造船所の孫請けの親

働者の証言を基に長崎労働 同時期の別会社の下請け労 者災害補償保険審査官が、 労災認定を求めた審査請求 崎市の東尾守人さん(77)が き、アスベスト(石綿)関造船所で孫請けとして働 連がんの中皮腫になった長 長崎労働局の長崎労働

応を改めて批判した。 べきだった」と労基署の対 しつつ「もっと早く認定す 不支給処分取り消しを評価 東尾さんは1957~59

災認定された例はあまりな 多く、東尾さんのように労

る客観的根拠がない」とし

災が認められないケースが 者の証言が得にくい人は労 在籍証明や同じ会社の労働 請け・孫請け労働者など、 いたことが分かった。 取り消し、 雇用契約があいまいな下 労災と認定して

基準監督署の不支給処分を

とって救済の道になる。 に亡くなった。支援者らは 病中だった東尾さんは15日 いという。同様の発症者に 決定は9日付。ただ、

闘

申請した。しかし、下請け

が使われていた」と証言し たが、長崎労基署は今年3 船所で働き、 男性(76)が 請け会社で働いていた知人 明。東尾さんと同時期に下 会社は解散し親方も所在不 「石綿暴露作業を裏付け 「東尾さんは造 現場では石綿

る。 えられる」と呼びかけてい 働者に被害が出ていると考 衛生センターは「まだ、か なりの下請け、孫請けの労 PO法人ひょうご労働安全 や孫請けは含まれていな い。東尾さんを支援したN 人。いずれも社員で下請け 被害救済法による救済が26 患の労災認定は昨年3月末 現在118人で、

> 2013年10月20日 毎日新聞

に、東尾さんの元に再び「不支給決定」の通 知が届いた。

不支給となった理由は、「雇用主が違うK さんの証言は、同僚証言として認められな い」ということだ。その言葉を担当者から聞 いて私は唖然とした。

造船所、発電所等のような大きな規模の 工場では、多数の下請け業者が出入りして

いる。そしてまたその下請けの孫請けや、そ の下のひ孫請けまでいる。ピラミッドの様 な形で労働者が構成されていて、彼らに とって賃金を支払ってくれる人が「親方」で ある。

東尾さんは就労状況をとても鮮明に記憶 していて、Kさんの話も信憑性が高い。この 様に大規模工場の場合は全体がひとつの職 場で有り、そこで働く労働者達は「同僚」と みてしかるべきと思う。始業時から終業時 までは工場の門から出ないで同じ場所にい るのに「雇い主が違うから」という理由で証 言を聞き入れてもらえないのは納得がいか なかった。

当然のことながら、長崎労働局に審査請 求を行った。ひょうご労働安全衛生セン ター事務局長の西山さんに応援をお願いし た。そして詳細な聞き取りが始まった。Kさ んの古い記録や他の証言者も探した。

東尾さんの体調は芳しくなかった。徐々 に病状が進行して行った。ご本人に報告出 来るうちに認定を、との皆の強い想いが通 じたのか、やっと認定の連絡が入って来た。 病室でその報告を聞いた東尾さんはとても 嬉しそうだったという。そして数日後の10 月15日、労災認定の報告を確認して安心し たかのように、静かに永眠された。

東尾さんだけでなく、長崎造船所内で働 いてきた多くの下請け、孫請けの方達の中 に被害が発生しているだろう。そしてこの 問題は、長崎造船所だけでなく、各地の造船 所や発電所にもいえることだ。 もっと掘り 起こしが必要だ。

韓国からのニュース

■労災が最も多い事業場/3年連続不動の1 位は現代車蔚山工場、2位は起亜車華城工場

我が国で産業災害が最も多く発生する事業場はどこか。16日に雇用労働部が国会環境労働委員会に提出した国政監査資料によると、現代自動車蔚山工場が1位となった。蔚山工場では今年6月までに110人の被災者が発生した。続いて起亜自動車華城工場が59人で2位となった。現代車全州工場と起亜車ソハリ工場は同数で7位(22人)。労災が多発した事業場10ヶ所のうち4ヶ所が現代車グループの所属だった。

現代・起亜車は3年連続不動の1位となる不名誉となった。労災多発10位圏の事業場名簿は、順位に若干変動があるだけで2011年も昨年も変わることはなかった。ただ、20位圏に留まっていたサムスン電子器興工場が、今年は7位(22人)にぐんと飛び出したという違いがあるだけだ。

労働部に報告されたものを集計したので、 隠蔽された労災事故件数まで合わせれば もっと増えるものと見られる。実際、昨年、 起亜車光州工場は55人の業務上災害が発生 して9位になったが、労働部の特別監督の 結果、85件の労災事故を公傷として処理し た事実が摘発された。2013年10月17日 毎 日労働ニュース キム・ミョン記者

■サムスン白血病訴訟 9 件、当事者 15 人中 6 人が死亡/ソウル行法、白血病死亡のキ ム・ギョンミ氏に労災認定

ソウル行政法院が18日、サムスン電子器 興事業場の半導体生産工場で働き、2009年 に白血病で亡くなったキム・ギョンミ(当時 29才)氏に対して業務上災害を認めた中で、 環境労働委員会のシム・サンジョン正義党 議員が「現在、サムスン半導体の白血病関連 の行政訴訟は9件が進行中で、当事者15人 中6人が亡くなっている」と明らかにした。 勤労福祉公団から提出させたサムスン半導 体白血病関連訴訟の現況資料によって訴訟 件数と当事者数がすべて公開されたのは今 回が初めて。

現在の進行中の9件の行政訴訟のうち、4件にサムスン電子が被告(勤労福祉公団)の補助参加人として参加。ただ、昨年10月の国政監査で議論になり、サムスンは国政監査以後に提起された訴訟には補助参加していない。

ソウル行政法院1部は18日、キム・ギョンミ氏の遺族が「遺族給付と葬祭料を支給せよ」と提起した訴訟で、原告勝訴判決を行った。法院は「白血病の発病経路が医学的に明らかにされなくても、サムスン電子器興事業場で働く間に、発癌物質を含んだ有害化学物質に継続的に曝露して白血病が発症したと推測判断することができる」と判示した。

法院は白血病の発病経路が明らかにならなかったことについて、サムスン電子の責任も認めた。「発癌が疑われる物質への曝露の有無と程度を一定以上糾明できなかったのは、勤務当時使われた化学物質の資料を保存していなかったり、営業秘密という理由で公開しないサムスン電子にも原因がある」と指摘した。法院は2011年に故ファン・ユミ氏など、サムスン電子の労働者2人に対しても、白血病と半導体製造工程の因果関係を認める判決を出したことがある。来月1日には、現在脳腫瘍を病んでいるハン・

ヘギョン氏が提起した訴訟の宣告公判が予定されている。2013年10月21日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■業務上疾病の認定基準拡大しても、現場 では無用の長物

週60時間を超えて働いた警備労働者の脳 心血関係疾患に、勤労福祉公団の業務上疾 病判定委員会が「業務強度が高くない」とい う理由で産業災害不承認の決定をしたこと が確認された。

国会環境労働委員会のウン・スミ民主党 議員は22日の公団の国政監査で「2011年と 昨年発表された労災保険判定手続きと認定 基準改善法案が、公団の執行段階でキチン と履行されず、対策が緊急だ」と話した。公 団は判定手続きを改善するために労災申請 事件に対する現場調査を強化し、筋骨格系 疾患が退行性という理由で不承認にされる 問題を改善するために、自然経過速度が速 い退行性疾患には業務関連性を認める方向 で労災認定基準を補完した。特に脳心血管 系疾患の場合、労災認定率が15%のレベルに 過ぎないことを改善するために、長時間労 働に伴う発病の可能性を具体化した。発病 前4週間に1週平均64時間を超えたり、発 病前12週間で1週平均60時間を超える場 合、業務関連性が強いものと評価する。

ウン議員が今年7月から9月までにソウル業務上疾病判定委員会が不承認とした脳心血管系の疾病事案9件を分析した結果、公団の判定手続き改善事項が守られていなかった。発病前の12週で平均1週間に84時間働いた警備員など、60時間以上の勤務者が大挙不承認されていた。昼夜間24時間交代は最初から過重な業務として評価されず、不承認とされた事例も確認された。

業務上疾病判定委員を構成する時、職業 環境専門医を必ず2人以上参加させること にした改善案も守られていなかった。昨年10月から今年9月までのソウル業務上疾病判定委員の出席状況を分析した結果、144回の会議中、44回(29.5%)が守られないまま実施された。2013年10月23日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■過労死労災承認、5年間で70%から30%台 に急落

国会環境労働委員会のシム・サンジョン 正義党議員は、95年から今年6月まで18年間の脳血管・心臓疾患で死亡した労働者の 過労死実態を分析した結果を28日発表した。

調査期間に脳血管疾患・心臓疾患で労災申請した件数は1万3088件だった。このうち労災承認件数は7578件(57.9%)、不承認は5510件(42.1%)であった。97年に91.7%を記録した承認率は2004年までは70%台を維持した。その後ゆるやかな減少傾向を見せ、2009年に30%台に墜落した。わずか5年間で半分になったのである。

過労死の労災承認率が急落した理由は2008年に産業災害補償保険法が改正され、脳・心血管系疾患の判断基準が厳格になったためと考えられる。2008年に49.7%だった承認率は翌2009年に34.7%まで、15%落ちた。昨年まではずっと30%台に留まった。

特に4月と12月、午前中、40代、製造業 労働者の過労死が最も頻繁に起こった。全 申請事件のうち製造業が3025件(23.1%)で最 も多く、続いて管理・修理業(19.1%)と建設 業(13.0%)、その他サービス業(11.4%)、運輸 業(11.3%)の順となった。

この18年間で最も多くの労災申請をした年齢帯は40代であった。全体の31.2%(4084件)に達した。続いて50代、60代以上、30代の順だった。一方、労災承認率は30代が最も高かった。過労死が最も頻繁に発生した月は4月と12月で、時間帯は午前6時から

正午迄だった。

シム・サンジョン議員は「2008 年導入された業務上疾病判定委員会が過労死に対する労災承認率を低くしているという情況が明らかになった以上、制度改善が必要だ」と指摘した。2013 年 10 月 29 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■労災処理を拒否された韓国 GM の労働者、 焼身し『危篤』

韓国GMの整備労働者が会社から労災申請の証明書の発行を拒否され、焼身を試みて大火傷を負った。

金属労組によれば30日午後2時頃、韓国GM東ソウル整備センターの所長室で、労働者チェ某(41)氏がガソリンを被って火を点けて焼身を試みた。すぐに周囲の同僚が火を消した後、聖心病院に移送して応急治療を受けさせたが、危篤な状態だ。

日頃からうつ病と恐慌障害を病んでいた チェ氏は、会社に労災申請の証明書発行を 要請したが拒絶された。事件当日も労組の 分会長と一緒にセンター所長室を訪ね、労 災処理への協力を要請した。「度々労災処理 を要求すると、職務転換して臨時職にする」 という所長の話を聞いたチェ氏は事務室を 飛び出し、40 分後に帰ってきて焼身を試み た。

労組の関係者は「産業災害補償保険法によれば、労働者が労災処理への協力を要求すれば使用者は最大限協力しなければならないのに、センター所長が個人の判断で労災処理を拒否した」もので、「法違反の責任を問う」と話した。2013年11月1日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■勤労福祉公団、サムスン白血病の労災認 定の裁判結果に控訴/パノリム「遺族たち に苦痛」と批判 『半導体労働者の健康と人権守りパノリム』と国会・環境労働委員会のシム・サンジョン正義党議員によれば、公団はサムスン半導体で白血病のために死亡した故キム・ギョンミ氏に対するソウル行政法院の労災認定の判決に従わず、5日控訴を提起した。

公団の京仁地域本部は今月1日、ソウル高等検察庁に公文書を送り、「発ガン物質に曝露したという客観的事実よりも、推定的判断をしている点に照らして、法院の誤りを主張するに値する」として、ソウル行政法院の労災認定の判決を受け容れなかった。特に、公団はサムスン白血病の労災認定を巡って色々な裁判が進行中であることを念頭に置いたようで、「この件を放棄すれば、公団が業務上疾病を認めるという心証を与え、裁判に影響を及ぼす危惧がある」として、検察に控訴を提起するかどうかの指揮を要請した。

ソウル高検は公文書で「各種有害化学物質や電離放射線に曝露したことが、本件傷病の発病原因だと断定できないと思われる」として、控訴提起の決定を公団に知らせ、検察の判断を受けて公団は法院に控訴状を提出した。

公団の控訴についてパノリムは声明を出し、「公団の控訴は労災保険制度の趣旨を無視する処置であり、自ら反労働者的・親資本的な機関であることを、恥ずかしげもなく明らかにした」。「公団の控訴提起によって、遺族たちは更に手に負えない苦痛を味わうことになった」と批判した。シム・サンジョン議員は「国政監査で控訴の再考を要請し、理事長が慎重に決めると答えたばかり」で、「控訴を決めていながら、理事長が国政監査の場で偽証をしたのと同じ状況だ」と指摘した。2013年11月7日 毎日労働ニュースチェ・ジョンナム記者

■全南大病院で乳癌を発病した看護師、集団労災申請/保健医療労組、2002年から12人が乳癌に/「原因は徹夜勤務・有害物質への曝露」

保健医療労組によれば、2002年から今年の上半期まで、全南大病院で働く12人の女性労働者が乳癌に罹った。このうち9人は前・現職の看護師だ。病院で働く看護師の年齢帯別乳癌有病率は、全年齢にわたって韓国女性の平均よりもはるかに高かった。

2011年に保健福祉部が調査した女性の年齢層別乳癌有病率は、20代が14人(0.014%)、30代が179.4人(0.179%)、40代が705.5人(0.706%)、50代が1113.4人(1.113%)だった。

全南大病院の場合、30代の看護師503人の内3人(0.596%)が乳癌に罹り、平均より3.3倍高かった。50代の場合、70人の看護師のうち3人(4.285%)が乳癌の診断を受け、平均の3.8倍に達した。

労組は月60時間を超える夜間労働と不規則な三交代勤務など、職業的な特性が平均を上回る有病率の原因と見ている。

発癌物質への曝露も問題だ。労組が最近 労働環境健康研究所と共に全南大病院で収 集した70種余りの物質のうち、成分名が同 じだったり似ている36種の製品を分析した 結果、相当数からIARC(WHO傘下の国際癌研 究所)が乳癌影響物質に分類している1級発 癌物質であるホルムアルデヒドと酸化エチ レンが検出された。

労組はこの日勤労福祉公団を訪れ、イ某さん(35)を含む3人の組合員について労災療養を申請した。2013年11月22日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

■一週間に配達員2人が亡くなる/不足し た人員に長時間労働

郵政業界の労使によれば18日、忠南郵便

局の契約配達人・才某(31)氏が郵便配達の途中にめまいと呼吸困難で倒れ、病院に緊急護送されたが死亡した。心臓麻痺が原因だとが分かった。19日には、京畿道郵便局の正規職配達員のキム某(46)氏が、郵便配達が終わった午後4時20分頃、郵便局に帰る途中、バイクで道路の排水路に突っ込んで頭を負傷した。翌日状態が悪化して脳死状態に陥ったキム氏は、事故から5日目の24日に亡くなった。

郵政労組は「長時間重労働で配達員の疲労が高まり、事故に繋がっている」とし、「先週の配達員2人の死亡事故も、長時間・重労働による口惜しい殉職」と話した。

◇配達員の労災率、2倍以上高く=労組によれば、最近5年間に勤務中に死亡した配達員は16人だ。重軽傷は1640人になる。配達員の産業災害率は1.795%(2010年基準)で、全体業種災害率(0.69%)を2倍以上も上回る。最近では電子商取引の増加に伴う業務量の急増と、これによる長時間労働が、過労死・注意力欠乏事故に繋がっていると労組は分析した。

配達員の長時間労働は昨日今日のことではない。郵政事業本部が韓国労働研究院に依頼し、昨年9月発表した『現業職員感情労働の実態と葛藤管理対策研究』の結果によれば、全国の配達員の超過勤務時間は一日平均2.6時間、月平均51.8時間だ。法定超過勤労時間(週12時間)を上回っている。

政府も配達員の長時間労働問題を認めている。朴槿恵大統領は今年2月、就任式直後に行われた『希望福袋』の行事で、配達員の人員不足問題と郵便局の非正規職問題について言及し、「解決する」と話した。

郵政事業本部と郵政労組も3月、集配人 員の増員と配達員の長時間労働対策作りな ど5つの案件の段階的改善に合意した。し かし8ヶ月を過ぎた今まで何の便りもない。 郵政事業本部の関係者は「(長時間労働を減らすために)土曜集配の最小化を進めているが、今年に入って宅配の物量が30%も増加し、実行できない」と話した。「代替休業も考えているが、物量が増えてどうしようもない」。「人員補充や支援なしでは、なす術がない」と付け加えた。郵政事業本部は安全行政部と人員補充を協議中だと話した。

郵便局の契約配達員が加入している『配達員の長時間重労働をなくす運動本部』も、この日から5日間、ソウルの郵政事業本部と大統領府、国会の前で、人員補充、常時職の正規職化、配達員の宅配配達物量の制限、各種手当ての支給、完全な週5日制を要求して、リレー1人デモを始めた。2013年11月26日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■再生不良性貧血で亡くなったサムスン半 導体労働者に労災認定/サムスン職業性癌 で三度目の認定

サムスン半導体華城工場で機械設備の労働者として働き、再生不良性貧血で死亡したチェ某(当時32才)氏に対して、勤労福祉公団が25日、業務上疾病による死亡と認定した。

公団の業務上疾病判定委員会は19日、最終審議を経て、故人の死亡原因である再生不良性貧血が業務と相当因果関係があるという結論を出した。37件のサムスン半導体職業性癌の労災申請の中で3度目、再生不良性貧血では2度目の認定だ。

公団によれば、故人は2003年11月から2009年3月まで、サムスン半導体華城工場で機械設備のオペレーターとして働き、2010年9月に死亡した。故人は機械設備の作動がすべてシャットダウンした状態で作業して有害物質に曝露した。作業中のヒ素曝露が確認され、故人の尿中のヒ素濃度が高いこ

とが分かった。

血液癌の一種である再生不良性貧血は、 放射線やベンゼン、ヒ素といった化学物質 によって、赤血球を生成する骨髄が破壊さ れた時に発病する。故人には再生不良性貧 血を起こすほどの個人的な素因は発見され なかった。

今まで職業性癌を労災と認められたサムスン半導体の労働者は3人だ。昨年4月にサムスン半導体温陽工場の組み立て工程の労働者・キム某氏が再生不良性貧血と血小板減少症で癌関連職業病を認められた。公団は「キム氏が勤務過程でベンゼンが含まれた有機溶剤とホルムアルデヒドに間接曝露した可能性がある」と労災承認の理由を明らかにした。

公団は昨年12月、サムスン半導体器興工場で働いて退職した後、乳癌で亡くなったキム某氏に対しても労災を認めた。乳癌が労災と認定された最初の事例だ。公団は当時「故人が半導体工場で働いた時、有害物質への曝露を定量化し難い状況で、有機溶剤と放射線に曝露した事実が認められる」と明らかにした。

一方、今まで公団に提起された37件のサムスン半導体職業性癌の労災申請の結果は、労災承認3件、不承認21件、進行中12件、取り下げ1件だ。不承認事件のうち1件は労働部に労災再審査が請求され、5件は当該の労働者が公団の不承認決定を受け容れた。不承認事件の内、15件は法院で労災の有無が争われている。この内、白血病関連の行政訴訟が9件だ。訴訟当事者15人の内6人が亡くなっている。2013年11月26日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

(翻訳:中村 猛)



ボイラ補修〜溶接で じん肺労災認定

大阪中央

1951年(昭和26) から1958年にかけてボイラ修理工、溶接工として石綿粉塵やアーク溶接のヒュームにばく露した経歴のあるGさんは、みずしま内科クリニックでじん肺ー型(粒状影、不整形陰影ともに1/1)、続発性気管支炎との診断を受け、大阪労働局に管理区分申請したところ、今年5月、「管理2」と決定され、「続発性気管支炎要療養」と判定された。

写さんの粉じん職歴は、 厚生年金被保険者記録とG さんの記憶から、1)19 51/4月~1954/1 月:梅本汽罐工業(尼崎市)【尼崎市の関西電力第 1、第2発電所内の配管、 ボイラ補修による石綿等粉 じん作業】、2)195 4/6月~1956/1月: 定川製鋼所本社工場(大阪市)【鍛造、金属加工、炉の運用作業による粉じん作業】、3)1957/2月~1958/4月:京橋溶接工業(大阪市)【汽車製造株式会社内におけるアーク溶接作業によるフューム、石綿等粉じん作業】だった。

「梅本汽罐工業」はGさんの記憶では「梅元汽力」のことで、厚労省の石綿労災認定事業場の中に「梅元汽力工業」(尼崎市)とあり、ここで時効救済中皮腫1件が認定されている。

実はGさんは、この時効 救済認定を受けたMさんの 遺族が尼崎労基署に救済給 付申請をしたときに元同僚 として証言した経験があっ た。

2005年6月のクボタ ショックのとき、Mさんの 遺族からMさんの中皮腫死亡について安全センターに相談電話があった。ところが、Mさんは電話相談の前日がちょうど5年の命日だった。つまり、労災保険請求における遺族補償請求の時効を一日前にむかえてしまっていたのだ。

当時、こうした時効事案が非常に多数発覚し、結局、2006年3月施行の石綿新法で救済措置が行われることになった。Mさんの件もその対象となったが、このときMさんの石綿ばく露を証言する貴重な元同僚となったのがGさんだった。

そのとき G さんから聞き 取った内容は次のようなも のだった。

「私は奄美大島出身で、 徳之島高校を卒業後、昭和 25年に大阪に来て、昭和 26年2月頃に尼崎市の梅 元汽力工業に入社し、昭和 28年12月頃に同社が倒 産するまで働きました。M 氏はそのあともしばらくい たと思います。

梅元汽力工業は、当時、 ボイラの据え付け、補修工 事会社としては大きな会社

でした。取り扱いは、三井 造船のボイラガ多かったで す。事務所は尼崎市内の竹 谷町にあり、主な現場は、 関西電力尼崎第1発電所、 同第2発電所でした。作業 員は、第2発電所だけで3 0~40名はいました。仕 事は、梅元汽力工業が直接 請け、現場事務所もありま した。梅元社長の他に幹部 にはワタナベなど、現場の 同僚としては、カワグチノ ボル(ボースンをしていま した)、ミヤモト(現場の 総責任者)、ハセガワ、キ シモト、タナカ(西宮市の 鳴尾に住んでいました)、 ヤマモト(すでに死亡)と いった方々がいたと記憶し ています。

私はM氏と同じく、主に 尼崎第2発電所で働きました。作業内容は、ボイラ関係の配管、補修作業でした。他の現場に出張することもあり、たとえば、九州でいえば、九州電力築城発電所や八幡製鉄所内の火力発電所などに行きました。通常の作業時間は午前8時から午後4時までですが、残業はしょっちゅうあり、夜間作業、徹夜作業もあり ました。M氏はまじめでしたから、特に、徹夜作業も含めていやがらずによく仕事をしていました。

配管にはアスベストが巻かれ、その上からトタンが巻かれているわけですが、たとえば、接合部のシール材が劣化してくると蒸気が吹き出すことになり、これを修理するために、まず、周囲に巻かれたアスベストを全て取り除いてから、修理作業を行います。配管修理が終われば、その箇所に保温工事担当業者がアスベストを巻き付ける保温工事を実施していきます。

したがって、現場は、アスベストを主体として、すすその他の粉じんも含んで、実に劣悪なもうもうたる作業環境でした。マスクは自分でガーゼマスクを買うか、ほとんどは、日本手ぬぐいをマスク代わりにするといった程度の防護(といえないと思いますが)しかしていませんでした。

M氏と私は同僚でありまた、弟と兄のような親しい間柄でした。

M氏が中皮腫で亡くなっ たとすれば、それは、梅元 汽力工業での仕事でアスペ スト粉塵を多量に吸い込ん だことが原因に違いないと 思います。」

Mさん認定後もときおり Gさんから連絡がきていた が、今年になって呼吸器の 症状が悪化していると聞い たため、みずしま内科クリ ニック受診を勧め、今回の じん肺管理区分決定に至っ たというわけだ。

管理区分申請時、改めて Gさんの粉じん職歴を検討 したところ、最終粉じん職 場は3)京橋溶接工業であ ると推定された。管理区分 決定後に労災請求に際し て、ネットでこの会社を探 すと、なんと今も存続して いる事が判明した。

さっそく事業主証明を求めたが拒否されたため、証明なしで大阪中央労基署に労災請求し、10月中旬に業務上認定された。

ちなみに、京橋溶接工業のときの就労場所は、此花区にあった「汽車製造(株)大阪工場」。厚労省資料によると時効救済中皮腫で1件認定がある。同社は川崎重工が吸収合併して今日に至っている。

はつりじん肺損害賠償訴訟 第21回弁論報告

大 阪

原告のひとりである知念 さんの体調不良に伴い、急 きよ知念さんに対する本人 尋問が行われることになっ た。2ヶ月ほど胸の痛みを 訴え続け、少しでも動くと とたんにうずくまって苦し みだす状態が続いた。この ためご自宅近くの病院に入 退院を繰り返していたので ある。

担当する東弁護士は、こ の状況に迅速に対応し、証 **拠保全の手続きに入った。** 証拠保全であるため非公開 のまま進められるが、原告 及び被告は参加できる。被 告は知念さんが相対する村 本建設だけではなく、30 社すべてが対象となり、ま た30社の企業担当者も出 廷できる。一方、原告は弁 護団と原告本人しか出廷で きない。つまり、支援者が 傍聴できないのである。支 援者の傍聴を可能にするた め、証拠保全手続きから通 常の本人尋問に変更し、裁 判所の大法廷で実施することとなった。

問題は知念さんの体調で ある。まずは長距離の移動 に不安があった。病院から は外出許可をもらったもの の、「裁判所まで行けるや ろか。」と何度も口にして いた。また、知念さんは普 段から声が出にくく、咳き 込みがちである。加えて重 度の難聴を抱えており、大 法廷で開催することの困難 は計り知れない。尋問のた めにマイクを用意するとの ことであるが、知念さんの 声だけ拾えても困難は解消 されない。

このように原告本人に不利な環境で尋問を行うのであるから、本人の不安も尽きない。もしものために病院近くに尋問会場を確保しておいたが、もはや裁判所で実施することは明らかである。当日知念さんを病院へ迎えに行ったところ、すでに着替えて出発に備えて

いたものの、「こんなにしんどい体なのに裁判所まで出向かせるなんて、ちょっとはこっちのことを考えて くれ」とたいへんご立腹であった。

11月7日の期日は15時から弁論を開始し、15時15分から知念さんの本人尋問が始まった。弁論で今後の進行について議論がなされた後、休憩を挟んでいよいよ尋問である。

尋問を開始すると知念さ んの回答が速記官に伝わり にくいらしく、主尋問の途 中で、「代理人の口から、 知念さんの回答を繰り返し て述べてほしい」との要請 があった。そのため何度か 回答の確認のやり取りを行 い、主尋問が終わるころに はすでに40分が過ぎてい た。続いての反対尋問で は、村本建設代理人から総 論部分に関する質問がなさ れ、いよいよ各論に入ろう としたところで中断となっ た。知念さんが胸痛を訴 え、これ以上の尋問に耐え られなくなったためであ る。常日頃「胸が痛みだす と 1 時間は痛みが引かな い」と言っていたため、裁 判所の開廷時間中に終了する見込みはない。村本建設代理人によると、反対尋問時間として60分から90分を予定しており、最低でも残り40分くらいを要するという。このため、尋問を別期日で続行することとなった。

同月28日、14時から 反対尋問が再開される。村本建設の代理人も知念さん の状態を気遣いながら、 ゆっくり尋問を進めてい く。個別の現場について村 本建設がこだわったのは現 場への入場日数である。入 場現場リストである別表2 には、就労日数として各現 場に入場した日数が記載されている。村本建設はこの 日数が何を意味するのか解 明しようとして、各作業の 所要時間や1日の就労時間 を知念さんに対して質問し たが、土間はつり・壁はつ りと言っても一つ一つの作 業はその規模も必要とする 作業時間もすべて異なる。 村本建設のようにコンク リート打設が甘い建築会社 の場合、はつり作業はひっ きりなしに発生する。先に 指示を受けた作業が終わる 前に別の作業を優先的に完 了するよう指示を受けるこ とすらある。ひとつひとつ の作業の時間を計っている はつり工がいるとは思えな

い。そんな職人がいれば、
たちどころに現場監督に張り倒されるだろう。

村本建設の代理人は、エア工具で発生する粉じんの量についても質問をしてきたが、このときにスーパーケレンのことを手動のケレン棒と間違えるなど、原告が提出した書証や映像を見ないまま尋問に臨んでいることが明らかになった。はつり作業とは何か知らないまま尋問をするような被告に負けるわけにはいかないので来年も傍聴支援を重ねてお願いしたい。

次回期日:2014年1月30日(木) 15時~ 大阪地裁 大法廷(202号)

原発事故と被曝労働



被ばく労働を考えるネットワーク編

本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にまとめられたものである。

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の 一端を知るため必読の1冊

さんいちブックレット007 発行 (㈱三一書房 1000円+税

2013年 冬期カンパへのご協力を!

各位におかれましては、様々な活動にご活躍のことと存じます。

常日頃、私ども関西労働者安全センターに対しまして絶大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、職業性胆管がん事件について、現在までに、震源となった SANY0 - CYP 社では17名、全国では20名が労災認定され、印刷業界への指導強化も進みつつあります。 ただし、厚生労働省の対応には不十分な点がみられるため、今後とも化学物質規制の改善を求めて、粘り強く取り組んでいかなければならないと考えております。

ゼネコンを相手取ったハツリじん肺集団訴訟は、主張の整理がほぼ終わり、いよいよ証人調べが行われる見通しになってきました。本訴訟は建設現場におけるじん肺に対する企業責任を明らかにすると同時に、建設業界における労働者の人権軽視状況に風穴を開ける訴訟であり、原告団、弁護団とともに最後の勝利を目指して全力をあげています。

いじめ、パワハラに苦しめられる方々からの相談をはじめ、様々な労働災害、職業性疾患にかかる相談が日常的に続いており、全国の地域センター、いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、関係専門家等と協力して問題に取り組んでいます。

アスベスト被害に対しては、患者と家族の会と協力しながら、被害を受けた患者、家族の サポートを行っています。企業責任追及の闘いでは、ニチアスを相手取った全造船・ニチア ス関連企業退職者分会による札幌、岐阜、奈良地裁での損賠訴訟(札幌地裁では勝利和解成立)、東急車輛を相手取った損賠訴訟、日本通運・ニチアスを相手取った中皮腫吉崎訴訟、ダ イゾーを相手とする中皮腫損賠訴訟などの支援に取り組んでいます。

しかし、各種のこうした取組みを進めながらも、当センターの財政状況はいまだに慢性的 赤字状況が続いております。

いつもながらまことに心苦しい限りですが、今次、冬期カンパへの格別のご協力をお願い申し上る次第です。

2013年12月

関西労働者安全センター運営協議会 議長 浦 功 事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

10,11月の新聞記事から

- 10/3 過労死などで従業員が労災認定された企業 名の情報公開をめぐる訴訟で、最高裁第3小法廷 (岡部喜代子裁判長) は、公開を求めていた市民 団体代表の上告を退けた。「ブラック企業と評価 され信用を損なう恐れがある」として公開請求を 退けた二審大阪高裁判決が確定した。1日付。
- 10/4 福島第一原発事故の避難指示区域の福島県 楢葉町での国直轄の除染作業で今年2件の労災死 亡事故があり、富岡労働基準監督署は「前田建設 工業」など3法人と現場責任者ら3人を労働安全 衛生法違反容疑で福島地検いわき支部に書類送検 した。3月22日に男性作業員が汚染土の仮置き場 内でトラックを誘導中パワーショベルにひかれ、 5月21日に男性作業員が坂道で動き出したクレー ン付きトラックにはねられた。
- 10/6 福島第1原発事故後の2011年7月-10月まで同原発で作業し、その後膀胱がんなど三つのがんを併発した札幌市在住の男性(55)が、作業中の放射線被ばくが原因だとして労災の申請をしていた。事故後、被ばく理由の労災申請は全国で4人。いずれも審査中。男性は重機オペレーターとして原子炉建屋周辺でがれき撤去作業などに従事、被ばく線量が年間法定限度を超え、同年10月末で現場を離れた。12年5月に膀胱がんがを手術、今年3月には大腸がんと胃がんも見つかった。
- 10/9 東京電力は福島第1原発で、放射性汚染水から塩分を取り除く淡水化装置の配管から汚染水約7トンが漏れ、汚染水に触れた作業員6人が被ばくしたと発表した。それぞれの被ばく量はガンマ線が0.42~0.11mSv、ベータ線が1.2~0.2mSv。内部被ばくはなし。
- うつ病になったのはすし店で長時間労働を強いられたのが原因として、茨城県の男性(37)が、JR東日本子会社のジェイアール東日本都市開発を相手取り、約290万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。男性は埼玉県内のすし店ですし職人として働き、22年4月以降1日14時間の長時間労働や休日出勤で4月下旬から頭痛など症状が出始め、6月末に出社できなくなった。23年7月に退職し24年9月に労災認定を受けた。発症前1カ月間の時間外労働は最高97時間。
- 10/10 水銀の使用や輸出入、排出などを包括的に規制する「水銀に関する水俣条約」が、熊本市の国連環境計画(UNEP)の外交会議で採択された。水銀の取り扱いを世界的に規制する法的な枠組みが日本で誕生した。条約は締結手続きを終えた国が50 カ国に達するとその90 日後に発効する。
- 10/12 東京電力福島第 1 原発事故直後の現場作業員の内部被ばく線量が、実際より約 2 0 %過小評価されている可能性が国連科学委員会の報告書で明らかになった。報告書によると半減期が約 2 0 時間のヨウ素 1 3 3 などの影響が考慮されておらず、また調査が遅れたため、多くの作業員の甲状腺からは半減期が約 8 日間のヨウ素 1 3 1 でさえ検出されなかったという。
- 10/16 陸上自衛隊朝霞駐屯地に2等陸士として勤務していた男性自衛官(19)が2007年11月に自殺したのは先輩自衛官からの暴行などが原因として、群馬県富岡市の両親が国に約9440万円の損害賠償を求めた訴訟で、前橋地裁は暴行への慰謝料として国に約220万円の支払いを命じた。判決では男性が相談しなかったことから上官らが認知す

- ることは困難、自殺は男性の精神的な脆弱性が大きいとした。一方で暴行による精神的苦痛は認め 慰謝料の支払いを命じた。
- 10/17 過労死を防ぐための基本法成立を目指す超 党派の国会議員連盟の各党代表者が法案の骨子を まとめた。今後開催中の臨時国会への法案提出を 目指す。名称は過労死等防止基本法。

全日本教職員組合は、幼稚園・小中高校などの教職員の勤務実態調査の結果を公表。教員の時間外勤務は1カ月平均で72時間56分、持ち帰り仕事時間も含めると同95時間32分。全国の教職員6879人の昨年10月の実態。時間外勤務は前回調査の2002年より月平均で14時間33分延びた。

- 10/18 アスベストを材料に保温剤などを製造していた大阪市西成区の工場周辺の住人ら11人に健康被害が出ている問題で、新たに2人の被害が確認された。2人は姉妹で同区千本中(旧・千本通)にあった「大阪パッキング製造所(現・日本インシュレーション)」近くに10年以上居住、妹は平成18年に腹膜中皮腫で死亡。姉は「胸膜プラーク」。
- 10/19 福島第1原発事故の収束作業に従事した後、悪性リンパ腫を発病したのは作業中の被ばくが原因と労災申請した男性に対して厚生労働省が、労災不支給決定を下していたことが分かった。昨年9月以降に労災を申請していた。
- 10/22 司法修習生の女性にキスをするなどセクハ う行為をしたとして、福岡高裁が分限裁判で福岡 地裁の高橋信慶裁判官に戒告の懲戒処分を決定 し、高橋裁判官依願退職したことが分かった。
- 10/23 岡山県警本部の50代の男性警視が部下の 女性警察官に体を触るなどのセクハラを繰り返し たとして、県警が9月9日付で本部長訓戒処分に していた。警視は県警本部の課長

茨城県龍ケ崎市で23日、東京電力の39歳の男性社員が会社の駐車場で倒れているのが見つかり、病院で死亡した。警察は飛び降り自殺とみて調べている。竜ヶ崎支社に勤務する技術職の男性社員で、勤務時間中で5階建ての建物の屋上には男性の眼鏡があり遺書は見つかっていない。

10/25 茨城県坂東市の三陽金属工業で、炉が爆発して作業員2人が負傷した。同社の金属加工工場内でアルミニウム廃材の溶解炉と集じん機をつなぐダクト内で爆発が起こり、40歳と37歳の男性作業員が全身にやけどを負って病院に搬送された。40歳の男性は意識不明。

福島第1原発事故に伴う除染作業員の違法派遣事件で、宮城県警暴力団対策課と仙台南署は、職業安定法違反(労働者供給事業の禁止)の疑いで、岩沼市の土木工事会社と同県大河原町の建設会社の2社を書類送検した。土木工事会社の送検容疑は国の許可を得ないで3月7~30日に計95回、除染事業の2次下請け業者に男性労働者6人を派遣した疑い。建設会社は除染現場で派遣された6人を働かせた疑い。

11/1 川崎市は部下に暴力的な行為や暴言などのパワハラ行為をした前総合企画局担当理事・臨海部国際戦略室長の男性を減給10分の1(1カ月)の懲戒処分とすると発表。パワハラでの懲戒処分は初めて。ほかに同室係長が担当課長に「業務から排除させられた」との事案も、担当課長を文書訓戒とした。2事案は相談を受けた市職員労働組合が、市側に是正と調査を求めて申し入れていた。

10,11月の新聞記事から

連合総研が民間企業で働く2000人を対象に実施したアンケートで、20代の23.5%、30代の20.8%が、自分の勤務先が「ブラック企業」に当たると考えていた。「過去1年間に残業代の未払いがある」のは全体の19.3%。「有給休暇を申請しても取得できない」のも14.4%。職場に「仕事で心身の健康を害した人がいる」は35.6%、「日常的に長時間労働」が30.6%、「短期間で辞める人が多い」が26.9%だった。

- 11/3 中皮腫死亡者数は、2012年に過去最多の1400人に上ったことが厚生労働省の人口動態統計で分かった。最悪だった前年より142人増え、最大の増加幅。都道府県別では兵庫県が134人で最多、大阪府131人、神奈川県129人、東京都101人、埼玉県89人が続いた。
- 11/5 川崎重工業神戸工場の造船所で働いていた 元社員丸本佐開さんが肺がんで死亡したのはアス ベストが原因として、妻津枝美さんが労災不認定 の処分取り消しを求めた訴訟で、神戸地裁は請求 を棄却した。裁判長は「石綿にさらされる機会は 10年以上あったが、胸膜プラークが認められな い」と述べた。原告側は控訴する方針。
- 11/8 奈良県広陵町で2011年6月、アスベスト建材を含む倉庫を無届けで解体したとして、県警生活環境課と香芝署は、工事を発注した大阪市平野区のクレーン会社を建設リサイクル法違反(無届け解体)容疑で奈良地検葛城支部に書類送検。奈良県が6月、刑事告発していた。また社長は奈良県議会の調査特別委員会への出頭要請を拒否し地方自治法違反(証人出頭拒否)容疑で書類送検。
- 11/12 東急車輛製造の鉄道車両工場で働いていた 元社員3人が中皮腫などで死亡したのは、同社が 対策を怠ったためだとして、3人の遺族7人が計 約1億円の損害賠償を求めた訴訟が大阪地裁で和 解成立した。(22頁参照)
- 11/15 千葉県野田市の廃棄物処理施設「エバークリーン千葉リサイクルセンター」で廃油を精製する作業中にタンクが爆発し男性2人が死亡。ほかに重傷2人を含む男女計16人が負傷した。爆発で屋根や壁などが吹き飛び死亡した2人は全身にやけどを負って建屋内のがれきから心肺停止状態で見つかった。負傷者のうち3人は隣接する工場などにいた男女。

仙台市の健康器具販売業「REジャパン」に勤務していた20代の男女6人が、同社と取締役15人を相手取り、未払い残業代と精神的苦痛に対する損害賠償など計約3658万円を求めて仙台地裁に提訴。原告代理人は「『ブラック企業』に焦点を当てた集団提訴は全国初めて」とする。6人は2010-12年に入社しマッサージ師として東北の温泉旅館に派遣されたが、求人票と異なり正社員ではなく個人事業主扱いだった。1日12時間労働で割増賃金は払われていない。また朝礼で売り上げが低い社員を怒鳴るなどのパワハラがあった。

- 11/16 厚生労働省は、セクハラ対策を強化する。 男女雇用機会均等法の指針や施行規則を見直し、 同性間の嫌がらせや、企業が結婚や出産を理由に 一般職から総合職への職種転換を拒むことを禁止 する。年内に指針などを見直し、2014年7月から 実施したい考えだ。
- 11/18 神戸市消防局の50 歳代の消防士長の男性 が、今年2~4月、同僚の女性職員の太ももを触

- るなどのセクハラ行為をしたとして、7月に戒告 の懲戒処分を受けていたことが分かった。
- 11/19 福岡県糸島市の男性課長が2010年6月に自殺したのは、市が配慮すべき義務を怠ったためとして、男性の妻など遺族が市に約9000万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁に起こした。市議会に提出する議案書や答弁書作成に加え、住民説明会の運営や議事録作成をほぼ1人で担当し、時間外勤務が100時間を超える月が相次いだ。地方公務員災害補償基金福岡県支部は今年3月公務災害に認定した。
- 11/20 昨年5月に致死性不整脈で死亡し、同10月に過労死と認定された岩田孝之さんの遺族が、宅配ピザチェーンを運営する「アオキーズ・コーポレーション」に約1億円の損害賠償を求めて津地裁四日市支部に提訴した。岩田さんは2011年1月ごろ、名古屋市や三重県北部の複数店舗を管理するゼネラルマネジヤーに就任。同年9月から死亡するまで、月80~100時間の時間外労働が常態化し、会社は放置していたとしている。
- 11/21 従業員が過労の末に精神疾患となって自殺した場合、疾患を具体的に認識していなくても雇用主に勤務時間の短縮といった注意義務があるかどうかが争われた訴訟の控訴審判決が、札幌高裁であった。岡本岳裁判長は「従業員の長時間労働の実態を認識できる限り義務を負い、疾患を発症したとの具体的な認識は必要ない」との判断を示した。北海道函館市の「函館新都市病院」に臨床検査技師として勤務し、2009年に自殺した女性(当22)の両親が、医療法人「雄心会」(函館市)に計約9400万円の賠償を求めていた。裁判長は請求を棄却した12年8月の一審札幌地裁判決を変更し、計約5800万円の賠償を命じた。

秋田県由利本荘市の市道工事現場で土砂が 奥行き約40 M、幅約70 Mにわたって崩れ、作業中 の男女5人が生き埋めとなった。付近は昨年11 月、雨で道路の一部が壊れて通行止めとなり、復 旧作業を続けていた。17 日夜から断続的に雨が降 り、21 日も朝から雨だった。

- 11/22 内閣府が男女7000人を対象に行った「ワーク・ライフ・バランス推進のための意識調査」結果で、残業する人を上司がどう評価していると思うかについて、「頑張っている」とした人は、1日の労働時間が12時間以上の正社員では53%、10時間未満では38%。「責任感が強い」は、12時間以上で39%、10時間未満で30%。労働時間が長い人ほど上司が残業を好感していると受け止めていた。逆に「仕事が遅い」とした人は、12時間以上の26%に対し、10時間未満では37%。上司の意識で労働時間が左右されていることがうかがえた。
- 11/25 神戸港でアスベストを扱う業務に従事し、2001年に肺がんで死亡した男性の妻が労災不認定の処分取り消しを求めた神戸地裁訴訟で、神戸東労基署が一転して処分を取り消し労災を認める通知書を15日付で妻に交付したことが分かった。係争中の認定は異例。男性は36年間、船の積み荷の検数業務に従事し01年7月に死亡した。男性の肺に残る石綿小体の本数は1グラム当たり2551本で、10年1月、認定基準の5000本を下回るとして不支給にした。